

平成29年第1回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成29年 3月 7日  
本日の会議 平成29年 3月24日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君  
課 長 補 佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君  
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君  
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君  
住 民 福 祉 部 長 久松 勝 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君  
健 康 保 険 部 長 谷本 圭介 君 水 道 局 長 木島 英利 君  
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君  
水 道 局 理 事 吉田 邦彦 君 教 育 委 員 会 理 事 近藤 徳雄 君  
秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君 総 務 課 長 山本 昭彦 君  
契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君 地 域 安 全 課 長 山口 功 君  
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君 財 政 課 長 田中 一之 君  
税 務 課 長 荒木 秀一 君 収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君  
土 木 管 理 課 長 日名子達也 君 産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君  
福 祉 課 長 森川 寛子 君 こ ど も 政 策 課 長 村田ゆかり 君  
住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君 健 康 保 険 課 長 志田 純子 君  
介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君 下 水 道 課 長 濱 伸二 君  
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 森 省二 君 情 報 管 理 室 長 江頭 幹夫 君

平成29年第1回長与町議会定例会

議事日程（第5号）

平成29年 3月24日（金）

午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	3	長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	※総文
2	4	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
3	5	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
4	6	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総文
5	10	長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
6	11	和解及び損害賠償の額を定めることについて	※総文
7	2	長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
8	7	長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
9	8	長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
10	9	長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
11	13	平成28年度長与町一般会計補正予算（第5号）	※総文
12	17	平成29年度長与町一般会計予算	※総文
13	18	平成29年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総文
14	14	平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	※産厚
15	15	平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※産厚
16	16	平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）	※産厚
17	19	平成29年度長与町国民健康保険特別会計予算	※産厚
18	20	平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※産厚
19	21	平成29年度長与町介護保険特別会計予算	※産厚
20	22	平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	※産厚



会議録署名議員

5番 饗庭 敦子 議員

6番 安藤 克彦 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 14時45分

## ○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。23日までの委員会審査、大変お疲れ様でした。

ただいまから、本日の会議を開催いたします。

まず、日程第1、議案第3号、長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。日程第2、議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。日程第3、議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。日程第4、議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。日程第5、議案第10号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。日程第6、議案第11号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを一括議題といたします。

ただいま、一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

## ○議員（喜々津英世議員）

それでは、総務文教常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について、ご報告を申し上げます。

まず、議案第3号、長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について報告をいたします。

去る29年3月13日に全委員出席のもと、説明員として荒木総務部長、山本総務課長、その他関係職員の出席を求めて審査を行いました。

提案理由、主な内容はマイナンバーや特定個人情報に関する管理運用について定める、いわゆる番号法の一部改正が平成29年5月30日から施行されることに伴い所要の改正を行うもの。

主な改正点は29年7月から開始される情報連携ネットワークシステムによる情報連携で、自治体が独自に定めるマイナンバー利用事務が追加されたことから、番号法を引用する条文にずれが生じるため修正をするものです。第1条は個人情報保護条例の条文の追加及び訂正。第2条は長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく条例の改正。附則は法の施行日である平成29年5月30日から施行するとするもの。そういう説明がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、同じく3月13日全委員出席のもと、説明員として荒木総務部長、他関係職員の出席を求めて行いました。

提案理由、主な内容は地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業

等の対象となる子、再度の育児休業及び育児短時間勤務ができる特別の事情並びに部分休業の承認の範囲を改める他、条例の題名を改めるなど所要の規定整備を行うもの。第2条の2を加えることで、養育里親制度に基づき養育委託された児童を育児休業の対象となる子として規定。第4条第2号及び第11条第2号は取り消された育児休業等について、養育委託が解除された場合は取り消された育児休業または育児短時間勤務を再取得できる規定を追加。第19条は労基法で規定される育児時間に新たに介護時間を規定。附則は29年4月1日から施行する。以上のような説明がありました。

主な質疑は、条例はあらゆる場合を考えて規定を整備する必要があることは理解するが、実際にこのようなケースがあるのかという問いに、実際には起こり得ることではないと思うが、そういう事態も想定して対応できるよう条例を定めておく必要がある。

主な質疑は以上のとおりでした。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましても、3月13日に全委員出席のもと、荒木総務部長、他関係職員の出席を得て審査を行いました。

提案理由、主な内容は介護保険、児童福祉及び英語教育の分野における必要な職の人材確保を図るとともに、関係箇所の整理を行うため所要の改正を行うもの。介護保険分野では医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向け、専門的な知識を有する人材の配置が必要であることから、地域包括ケアコーディネーターを加えるとともに、長与町地域包括支援センターに係る特別職など介護保険所管分を職務の内容により整理するとともに報酬額を改定するものです。英語教育の分野では語学指導等を行う外国青年招致事業に基づく外国語指導助手を任用するに当たり項目を新たに追加するもので、報酬の額は事業を主宰する自治体国際化協会の定める任用規則に準拠している。附則は29年4月1日から施行する。

以上のような説明がありました。

主な質疑は、外国語指導助手は現在人材派遣会社からの1名がいる。新たに2名を採用することになるが、どういう仕事をするのか。また、活用方法はどうか。この問いに、現在の1名体制では中学生が英語活用する機会が大変薄い状況である。3名配置によりネイティブスピーカーとのコミュニケーションの機会を増やすことができる。この3名を小学校の外国語活動並びに新たな教科として活用できると考えているとの答弁でした。次に、JETからの採用はかなり多くの交付税措置がなされるとのことだがなぜ一本化しないのかとの問いに、人材派遣会社の場合、年度途中であっても人の交代が可能であるが、JETプログラムを利用した場合、採用した者に問題があっても1年間の変更ができない。そういう面を考慮してこの方法を提案したとの答弁でした。

次に、従前の助産師については子育て相談専門員に名称が変更されている。名称が変わっても助産師の資格が必要となるのかの問いに、同じ職務内容の利用者支援事業の母

子保健型の担当がそのまま子育て相談専門員に移行するとの答弁でした。

次に、子育て相談専門員のところで、専門的知見に加えて当事者目線の両方からやっていくとのことだが、具体的にどのようなことを考えているのかの問いに、当事者目線とはまず保護者の目線で保護者の気持ち、悩みを聞き出すところから始める。本町では一体型で子育て支援事業を進めていくとの答弁でした。主な質疑は以上の通りでした。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては同じく3月13日全委員出席のもと、荒木総務部長、他関係職員の出席を求めて審査を行いました。

提案理由、主な内容は地方公務員法の改正において、人事評価制度を任用、給与、分限等あらゆる人事管理の基礎として活用する義務が規定されたことに伴い、国家公務員と同様の人事運営を行うに際し所要の改正を行うもの。55歳以下の職員に対する昇給については4号給を標準とし、55歳を超える職員の昇給に関しては勤務成績が特に良好である場合に限り行うことを基本として、規則に定める基準に従い評価結果に応じて昇給数を割り振ることを規定した。附則は29年4月1日から施行する。

以上のような説明がありました。

主な質疑は、55歳を超えた職員でも特に勤務成績が良好な場合は昇給させるとのことだが、特に良好と一般的に良好の違いなど分かりにくい。いろんな職種がある中で誰が判断するのか。難しいのではないかと問いに、特に良好とされる職員は人事評価制度における5段階評価のうち上位の2区分を対象にしている。人事評価制度は平成22年ぐらいから実施し、評価の制度自体がかなり透明性も高まっている。適正な形で運営しなければならないとの答弁でした。次に、人事評価制度に基づいて行われるが、全員がほぼ同じ状態で上がっていくというお手盛りになってはいけないと思う。何人ぐらいが該当していくのかとの問いに、今のところB、C評価の職員がどのぐらいの割合でいるかについてはデータを取っていないとの答弁でした。主な質疑は以上のとおりでした。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については3月13日全委員出席のもと、説明員として荒木総務部長、他関係職員の出席を求めて審査を行いました。

提案理由、主な内容は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律で要請されている消防団員の処遇の改善を図るため年間報酬額を改定するもので、引き上げ幅は団長及び副団長は1万5,000円、分団長1万4,000円、副分団長2,000円、部長1,000円、班長及び団員500円となる。附則は平成29年4月1日から施行する。以上のような説明がありました。

主な質疑は消防団の処遇の改善は他市町と比較するなど何か基準はあるのか。また、出勤手当については改善しないのかとの問いに、県内市町の中で団長は10番目、副団

長は8番目など中ほどの位置にある。出勤手当については据え置いているとの答弁でした。次に、本部の団長、副団長は出勤をはじめ活動する機会が多い。もう少し引き上げても良いと考えるがどうか。この問いに他市町をみると報酬がかなり上がっている。今回はこの改定で提案しているが、今後については検討したいとの答弁でした。

主な質疑は以上のとおりでした。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、和解及び損害賠償の額を定めることについては同じく3月13日全委員出席のもと、荒木総務部長、他関係部課長の出席を求めて審査を行いました。

提案理由、主な内容は、まず説明に先立ち地方自治法に規定する議会の議決が必要な和解に関すること、損害賠償の額を定めることについて遺漏があったことについて謝罪があった。平成28年第2回長与町議会定例会において中尾城公園のスパイラルスライダー事故における和解及び損害賠償の議案を上程した際、他の事故についても調査し議決が必要な事例が判明した。今回、提案したものは平成24年度以降の事案21件で、総合賠償補償保険適用分が10件、公用車の対物賠償に係る自動車共済適用分が10件、下水道賠償責任保険適用分が1件となっている。年度別では平成24年度が3件、平成25年度が4件、平成26年度が2件、平成27年度が5件、平成28年度は年度途中であるが7件が発生し、全て保険により支払っており議会の追認を求めるものである。

以上のような謝罪と説明がありました。

主な質疑は、国家賠償法あるいは民法上の損害賠償の責任を負うものについてのみ、議会の議決を経る必要があると理解しているが、今回の案件は国家賠償法なり民法上の損害賠償に当たるのかとの問いに、例えば、町道の段差あるいは穴ぼこにつまずいて転倒したり、側溝蓋がはね上がっての事故などは町道の管理者である町が責任をもって管理する必要がある。認識が不足していた点もあるとの答弁でした。次に、提出された事案のうち職員の公用車での事故が10件ある。名前を伏せてあるが同一職員による事故が繰り返されていることはないのかの問いに、別紙に掲載している案件で同じ職員が起こした事故は無いとの答弁でした。次に、事故処理に関しては当然保険会社が発与していると思うが、警察への届け出はしているのか。また、人身事故は無かったのか。これに対して事故については全て警察に届け出ている。人身事故は無かったとの答弁でした。次に、中尾城公園の剪定中の事故については業務を委託している管理公社は保険に入っていないのかとの問いに、管理公社は保険に入っていないと聞いているとの答弁でした。次に、軽微な事故という考えは適切ではないと思うが、事故の度に臨時議会を開催し議決することになると思うが、費用対効果の面からも専決処分の条項を設けるなど協議はしたのかという問いに、自治法180条の中で議会が指定する専決処分、軽微な事項の指定などがある。金額の範囲も他の市町村を見ると、保険で賄われる額まで等いろんなやり方がある。今後研究し、議会にも相談していきたいとの答弁でした。次に、側溝蓋の跳ね返りの事故が3件あるが、この事故を受けてどのような対策を講じたのかの問い

に、この部分については鉄板でありビス止めを行った。事故箇所以外でも調査を行い、問題のある箇所は同様の措置をしている。主な質疑は以上のとおりでした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第3号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第4号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第10号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第11号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第3号、長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第4号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

#### ○議員（堤理志議員）

議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論を行います。

この条例が改定されると55歳以上の職員は基本ゼロ昇給となります。ただし、勤務成績が特に良好と上司に認められた場合に限り、昇給があるという内容であります。評価は通常の勤務状況と目標を設定しその達成度などが加味される、いわゆる成果主義を導入するというものであります。成果主義は成果で評価するという建前ではありますが、隠された目的は人件費の削減であることはこの場にいらっしゃる皆さん、既にご察しのことと思います。民間企業ではこうした一時期同様な成果主義の給与体系を実施いたしましたけれども、少なくない企業は大変な損害を被りました。一部例を挙げますとこれは有名な例なので特定の企業名を上げますが、富士通やナムコ、こういった有名な事例があります。失敗に共通しているのは仕事において個人プレーが横行し、チームで協力し合う力が落ちた。上司の評価が重点化され、物言わない社員、イエスマン社員が横行

する。達成できる範囲でしか目標を設定しない。実態とかけ離れた評価によるモチベーションの大幅な低下等々であります。公務の仕事は住民の福祉を追求すると地方自治法に規定がされております。そして、特に市町村の公務の内容は多岐に渡ります。どうやって所管ごとの公平性、公正性が担保できるというのでありましょか。5段階評価のうち、上位の2区分のみが特に良好と評価され、努力し成果を上げてても良好と判断されると昇給評価がされない仕組みであります。これは55歳以上の職員だけの問題ではありません。この制度がいずれ自分にも適用されると知った若手職員、中堅職員のモチベーションのことを考えたことがあるでしょうか。役場の職務は若手職員の行動力、中堅職員の実務能力、ベテラン職員のノウハウと判断力が一丸となって初めて成果をなし得るものだと私は考えています。公共機関としての業務に悪影響を及ぼすと思われるこの条例改定に賛同できないため、本議案に反対をいたします。

以上です。

**○議長（内村博法議員）**

次に、賛成討論はありませんか。

安藤議員。

**○議員（安藤克彦議員）**

私は本議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

反対討論の中で縷々あったんですけれども、まず、お考えいただきたいのはこの議案は執行部側、職員の側から出てきたということを念頭に置いておいていただきたいと思えます。委員長報告でもございましたけれども、今回の改正は地公法の改正に伴い人事評価制度に基づく国家公務員と同様の昇給運営を行うために所要の改正を行うもので、理解すべきものと私は考えております。主として55歳を超える職員の昇給を勤務成績が特にというものが今回入ってきておりますけども、特に良好な場合に限り行うものとするものです。国家公務員におきましては平成26年の1月1日からもう実施されており、標準の勤務成績では既に昇給停止とする措置が取られております。長与町は人勧に基づき、給与各種手当等を措置してきた町であります。地公法の義務規定にもなってますように、この制度の導入を拒むこと、これは現実的ではございません。

以上、賛成討論といたします。

**○議長（内村博法議員）**

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第10号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第10号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第11号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第11号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第2号、長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日程第8、議案第7号、長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例。日程第9、議案第8号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。日程第10、議案第9号、長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま、一括議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

## ○議員（河野龍二議員）

それでは産業厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について報告いたします。

まず、議案第2号、長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については平成29年3月13日委員全員出席のもと、説明員として辻田介護保険課長、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由、主な内容は県が指定している通所介護が利用定員18名以下の小規模な通所介護事業所について、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として市町村が指定する地域密着型サービスに移行することになっている。市町村の条例制定には経過措置が設けられ平成29年3月31日までに施行することになっており、条例が施行されるまでの間は国の省令で定める基準が適用される。条例の改正の内容は地域密着型通所介護の基本方針を第5条の2に、指定療養通所介護の事業の基本方針を第5条の3を第5条の次にそれぞれ条文を追加するという主な内容でした。

主な質疑は、現在指定されている事業所はどれくらいかの質疑に対し、県でみなし指定は9か所で、町で把握しているのは休止もあり5か所確認している。今後施設があるのかの質疑に対し、新設については把握していない。休止している事業所の休止理由はの質疑に対し、把握していない。看護小規模多機能型居宅介護とはどんな施設かの問いに対し、これまで複合型サービスが看護と小規模多機能が加わり、事業で医療的なサービス展開もできるようになる。町内に対象事業所はどれくらいあるかの質疑に対し、現在のところない。施設には看護師の配置が必要なのかの質疑に対し、利用者3人に対し1人置くようになっている。

以上、主な質疑が行われ、全会一致で可決すべきと決しました。

続きまして、議案第7号、長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例については平成29年3月13日委員全員出席のもと、久松住民福祉部長、森川福祉課長、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由、主な内容は平成12年に成立した社会福祉増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律により、社会福祉事業法の一部が改正し、本条例で引用している法律のずれが生じていたにも関わらず改正を行っていなかったため、今回改正をするという提案でありました。

主な質疑は、上位法の改正はいつ行われたのかの質疑に対し、平成12年法第111号で改正されていた。この間、改正されないままの支障はなかったのかの質疑に対し、法律条文が改正されないまま助成をしていたが支障はなかった。

以上の質疑が行われ、全会一致で可決すべきと決しました。

続きまして、議案第8号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についても平成29年3月13日委員全員出席のもと、説明員として久松住民福祉部長、栗山住環境課長、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由、主な内容は粗大ごみの回収は年2回の拠点回収により無料で回収していた

が、社会情勢の変化、多様な生活スタイルの変化や核家族化及び高齢化の進展などにより粗大ごみの戸別収集への需要も高まり、需要への対応と粗大ごみ排出者の負担の適正化を推進するため、粗大ごみの戸別有料収集を導入するものであると説明がありました。

主な質疑では、第5条の無料とはどのような理由かの質疑に対し、自治会で行う拠点回収は無料で行う条文。有料化の見込みはどれくらいかの質疑に対し、無料回収も行うので有料での回収は700から800を想定している。持ち込みの場合と有料回収の料金の差額は試算しているのかの質疑に対し、持ち込みは100キロまでが640円、回収は30キロ以下500円、60キロ以下1,000円に消費税となっている。拠点回収は無料で、持ち込みは有料。負担の適正から考えるとその差が大きいと思う。議論はなかったのかの質疑に対し、29年からは一部有料化を導入し、一定期間を経て完全実施ができないか検討している。有料金額の1,080円の根拠はの質疑に対し、クリーンパークの1キロ当たり処理費用を1,700円前後と試算し3分の1を負担額と考え、また国の規定で近隣自治体の処理費用の均衡を考慮するよう示されているので、こうした検討から提案の金額とした。

以上、主な質疑がなされ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第9号、長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については平成29年3月15日委員全員出席のもと、説明員として木島水道局長、吉田水道局理事、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由、主な内容は長与町上水道事業及び簡易水道事業の事業認可の変更及び長与町下水道事業における事業計画の変更に伴い改正を行うものと説明がありました。

主な質疑では、各郷の一部との表現があるがなぜかの質疑に対し、給水区域、配水区域を定め、郷の中には山林など区域外の地域が含まれているため、郷の一部と表現している。下水道で高田郷の今回の廃止区域はもともと長与町の処理区域が長崎市の処理区域になったと理解して良いのかの質疑に対し、長与の処理区域を協議し長崎市に変更した。以前から長崎市の区域ではなかったのかの質疑に対し、平成元年当時は長与町の処理区域でその後協議して長崎市の区域となっていた。条例の見直しができてなかった。道ノ尾温泉団地と条文にあるが、この名称の団地は存在してないが良いのかの質疑に対し、道ノ尾温泉団地簡易水道事業として認可を受けている。給水人口は増えているのに、排水人口の減少はどんな理由かの質疑に対し、節水機器の普及が原因だと考える。

以上主な質疑がなされ、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

#### ○議長（内村博法議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第2号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第7号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第8号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第9号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第2号、長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第7号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第7号、長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第8号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第8号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部

を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第9号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第9号、長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第13号、平成28年度長与町一般会計補正予算(第5号)。日程第12、議案第17号、平成29年度長与町一般会計予算。日程第13、議案第18号、平成29年度長与町駐車場事業特別会計予算を一括議題といたします。

ただいま、一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

#### ○議員(喜々津英世議員)

それでは、議案第13号、平成28年度長与町一般会計補正予算(第5号)の審査結果を報告いたします。平成29年3月14日に全員出席のもと、荒木総務部長、他関係部課長の出席をいただき審査を行いました。

提案理由、主な内容は今回の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ821万8,000円を追加し、補正後の総額を130億6,376万円とするものであります。

歳入の主なものは、1款町税では町民税、固定資産税など2億1,840万円を増額計上。8款地方特例交付金では交付額決定により832万9,000円を増額計上。9款地方交付税は交付額の予算未計上分1億1,360万9,000円を増額計上。13款国庫支出金は社会保障、税番号システム改修費補助金448万2,000円を増額計上。土木費国庫補助金の1,017万3,000円の減額などで、総額687万4,000円の減額計上となっています。16款寄附金では社会福祉費寄附金1件、小学校費寄附金1件、社会教育費寄附金1件、ふるさと長与応援寄附金1,592件2,293万6,0

00円など、総額2,495万5,000円を増額計上。17款繰入金は財政調整基金繰入金や教育振興基金繰入金など、総額3億5,757万5,000円の減額計上。20款町債は事業費の減額に伴う充当起債1,330万円の減額計上。

歳出の主なものは、人件費では育児休業者6名、病気休職者1名などの給与、職員手当、共済費の減額。未執行選挙における時間外勤務手当の減額計上がありました。款別では、2款総務費は長崎県派遣職員負担金及びふるさとづくり基金への積立金増額の他、未執行による選挙費1,035万6,000円の減額などで総額1,893万8,000円の減額計上。3款民生費は長与町社会福祉協議会運営補助金146万7,000円を増額計上。人件費の減額などで232万7,000円の減額計上となっています。6款農林水産費は農畜産物加工処理施設解体工事費、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金等総額で1,268万9,000円の減額計上。8款土木費は補助金及び工事費の確定に伴う補修工事費等の減額。西彼中央土地開発公社所有の土地取得費7,408万円もあり、総額で4,641万5,000円を増額計上。9款消防費は入札による防災行政無線デジタル化整備工事経費及び小型動力ポンプ付積載車購入費の減額などで、299万2,000円の減額計上。10款教育費は教育振興基金への積立金5,404万4,000円を増額計上。町民文化ホールの管理及び改修工事費は減額計上だが、総額で3,388万5,000円を増額計上となっています。12款公債費は地方債に係る元金償還金及び利子の最終見込みにより、2,564万2,000円の減額計上。

以上のような説明がありました。

主な質疑は、まず、総務課関係では県派遣職員負担金はどのような職員が派遣され、何年間の派遣となるのかの問いに、今回は技術職、一般土木の交流で長崎振興局との間での交流となっている。任期は2年間となっているとの答弁でした。次に、一般職職員が2名増になっている。中途採用と思われるが、中途採用をした理由及びどの部門に配置したのか。この問いに今年2名の職員が途中で退職したため、その欠員を補充する目的で9月に採用試験を行い、3次試験を経て1月1日付けで採用した。総務課の法令関係に1名、税務課に1名を補充しているとの答弁でした。次に、人事異動については例えば法令を長く担当していた職員が他の部署に異動する。専門外の異動で配置されたりして混乱することがないのかとの問いに、2名体制とすることで前任者から新人への教育も可能であり、今後も2名体制で運用していきたいとの答弁でした。

次に、地域安全課関係では高田小学校区の防犯灯新設改良工事費350万円減額されているが理由は何かの問いに、当初700基を予定していたが、主な通学路を優先して実施しており、実際は576基に変更し事業費減となっているとの答弁でした。

次に、防災行政無線デジタル化は難聴地区の問題が残っている。この契約でこういう問題への対応、補償期間はどうなっているのかとの問いに、調査に行くと聞こえるが本人は聞こえないと言うなど、難聴地域は難しい問題もある。戸別受信機の要望もあり対策は講じたい。設置している機械器具類は1年間の保証があるとの答弁でした。

次に、戸別受信機の設置箇所、台数は幾らかとの問いに、答弁は自治会長、消防団、難聴地域、災害対策本部委員、役場の理事者、部長など151台を配備している。49台の余裕があるので、難聴地域への配備を検討したいとの答弁でした。

次に、税務課であります。歳入の個人町民税は退職所得の部分が増になったとの説明だが、今後定年退職者の増加が続くと思われるが把握できているのかの問いに、数字自体は把握していないとの答弁でした。

次に、住民環境課ではマイナンバーカードの交付率が8%で、国が進める25%には程遠い状況である。長与町で利便性が出てくる可能性があるのかとの問いに、他の自治体はコンビニ交付に利用されている例もある。本町は自動交付機を早くから導入し、稼働率も高い。コンビニ交付は手数料負担が大きく、カードの普及率が上がらない状況ではメリットはないと考えているとの答弁でした。

次に、木場地区の浄化槽処理水は長与ダムに流入し飲料水となる。この地区については浄化槽の推進は止めてもらいたい。町民の水を考えて推進してもらいたいとの質疑がありました。これに対して、オレンジタウンには早くから浄化槽を設置している家庭がある。確かに長与ダムに流入するが、浄化槽法の中で浄化槽は年1回汚泥の引き抜き、あるいは定期的な消毒、清掃などの管理は設置者に義務付けられており、報告も上がってきているとの答弁でした。次に、浄化槽整備補助金が減額されているが、この要因は何かの問いに、循環型社会形成推進交付金事業で平成28年度が最終年度となる。この交付金事業は年度間調整ができないので、国の指示で減額を行った。なお、29年度から5か年の補助金は設けられたという答弁でした。

次に福祉課ですが、ほほえみの家元利償還補助金の71万8,000円の減額は借り換えによるものとのことだが詳細はどうなっているのかとの問いに、従来の利率は年1.1%だったが借入銀行を変えた結果、年0.3%で借り入れができたための減額となったとの答弁でした。

次に、こども政策課では保育所等整備交付金事業の進捗状況はどうなっているかの問いに、国の交付決定が1月末から2月上旬に来た関係でスタートが遅れ、繰越事業となった。わかば保育園は間もなく仮設園舎に引っ越す予定。ひかり保育園は届出書類の遅れもあり、工事のスタートが遅れてしまったとの答弁でした。次に、工事期間中、仮園舎に移ることになるが、保護者への説明理解は得ているのかとの問いに、わかば保育園はすぐ近くにある旧めぐみ保育園の仮園舎に移るが何の問題もない。また、ひかり保育園も増築のため問題はないとの答弁でした。

次に、産業振興課では農業振興費は軒並み減額補正となっている。予算を組んでいるのに使われないのは就農者の高齢化や担い手不足がこういった形で現われていると理解してよいのかの問いに、この補助金についてはJAで取りまとめたものを予算化している。補助事業は全額補助でないことから、農家も精査をした上で必要な部分だけ事業している状況だとの答弁でした。次に、商工振興費の信用保証料補給補助金他は予算額の

ほとんどが減額補正されているが、今年度の状況はどうなっているのかの問いに、小規模企業振興資金に3,000万円、創業支援資金に2,000万円を町内の4つの銀行に預託金として預けている。この額の3倍までは融資できる制度であるが、満額融資があると仮定して補助金を計上している。今年度は振興資金が41件、創業支援資金が1件のため減額補正をしたものであるとの答弁でした。

次に、土木管理課では平成27年ぐらいから専門の業者が現地を見て、こういう工事が必要と判断し見積もったものから大幅に増えている状況であるが、なぜ何倍も増えるのか。この要因は何かとの問いに、設計の際は現地を確認している。1階及び2階部分は目視で調査しているが、目視では分からない部分もある。岡岬住宅は海に近いこともあり、その影響もあると考えているとの答弁でした。次に、町道等維持補修工事費は減額補正されているが、補修工事をしなければならない箇所は相当あると思う。減額しないで他の工事に回せなかったのかとの問いに、この工事は社会資本整備事業交付金で箇所付けをしておき、他の補修工事には充てられないものとなっているとの答弁でした。

次に、都市計画課は現在橋の工事をしているが、町道が約70センチもかさ上げされる。町民からの不満も出ている。この部分の工事も繰り越しに入っているのかとの問いに、現在橋梁部分は終わっている。役場前の道路工事を町道側、県道側同時に施工している。榎の鼻から下りてくる道路の舗装、歩道及び交差点部分が残っているが間もなく完了予定である。高さの勾配を見てもらえれば、そんなに急勾配ではないと考えているとの答弁でした。次に、5月頃大型商業施設がオープン予定であるが、客が押し寄せてくる。間違いなく混雑すると思うが、それと工事が重なることはないのかとの問いに、西高田線は繰り越すことから4月以降も若干工事は残る。建設中の商業施設の开店前には間に合うように仕上げていく予定であるとの答弁でした。次に、本会議の質疑の中で4月中旬ぐらいには終わる見込みと答弁されたが、物件移転等についても解決し終わる見込みかとの問いに、未契約の部分は4月中の解決は無理である。店舗の移転は大家とテナントの協議の関係で伸びている。この分は未契約分として繰り越しているとの答弁でした。

次に、教育総務課では教育振興基金積立金の原資はどうなっているのかとの問いに、一般会計余剰金5,000万円、ふるさと長与応援寄附金288万5,000円、小学校寄附金100万円、預金利息15万9,395円、合計5,404万4,000円となっているとの答弁でした。

生涯学習課では文化施設管理費の町民文化ホールの工事費の減額補正は入札減とのことだが、かなり減額が大きいと内容が何かとの問いに、文化ホールの改修工事の入札減は舞台の吊物取替工事が最終的には3,500万円程度で契約できたことが要因であるとの答弁でした。次に、長与公民館の館長報酬は従来の退職者の採用ではなく、再任用職員を充てたため減額されたと理解するが、今後もこのやり方になるのかとの問いに、人事は所管が違うのでどうなるか答弁できない。29年度当初予算は社会教育総務費の

中で計上している。主な質疑は以上のとおりであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、平成29年度長与町一般会計予算の審査は3月15日から22日まで、荒木総務部長、他関係部課長の出席を得て行いました。

まず、提案理由、主な内容であります。平成29年度一般会計の予算の総額を12億130万円としているが、平成28年度に比べて9,457万7,000円の増加予算となっている。

歳入の主なものは、1款町税は43億5,688万4,000円を計上。前年度比8,915万7,000円の増で、個人町民税と固定資産税の増加が要因。2款地方譲与税から8款地方特例交付金までは27年度の決算額及び28年度歳入状況を考慮し、全体で2,750万円の増となっている。9款地方交付税及び10款交通安全対策特別交付金は前年度と同額を計上。11款分担金及び負担金は児童福祉費負担金の保育料及び清掃費負担金の環境施設組合派遣職員給与負担金など2億5,541万円を計上。前年度比2,146万4,000円の増。12款使用料及び手数料は児童福祉使用料、都市計画使用料、住宅使用料、ごみ収集手数料等合わせて1億7,969万6,000円を計上。前年度比947万円の増。13款国庫支出金は保育所等整備交付金及び障害者自立支援給付費負担金、道路橋梁費補助金など17億8,608万5,000円を計上。前年度比1億6,297万1,000円の減は西高田線街路事業に係る活力創出基盤整備総合交付金の減が主な要因。14款県支出金は8億8,606万6,000円を計上。前年度比1億363万3,000円の増は社会福祉費負担金及び保育所運営費負担金の増額などが主な要因。16款寄附金はふるさと長与応援寄附金を2,000万円と見込んで計上。17款繰入金は9億1,767万円を計上。前年度比2億4,322万6,000円の増、財政調整基金及び減債基金からの繰入増額が主な要因。20款町債は10億3,260万円を計上。前年度比2億7,400万円の減は消防債3億3,460万円の減が主な要因であるとの説明でした。

歳出の主なものは、1款議会費は1億3,824万2,000円を計上。前年度比42万3,000円の増。2款総務費は12億4,660万6,000円を計上。前年度比1,751万6,000円の増。公共施設劣化状況調査業務委託料、ふるさと納税関連経費の計上が主な要因。3款民生費は49億4,035万3,000円を計上。前年度比3億9,432万円の増は障害者福祉費、国民健康保険費、児童福祉総務費及び児童福祉運営費の増が主な要因。4款衛生費は9億4,201万6,000円を計上。前年度比2,282万円の増。感染症予防費の増額が主な要因。6款農林水産業費は1億9,900万6,000円を計上。前年度比1,196万6,000円の増。7款商工費は6,643万6,000円を計上。前年同比166万円の増。8款土木費は17億621万4,000円を計上。前年度比6,868万5,000円の減は、道路維持費及び土地区画整理費は増額計上だが西高田線街路事業費の減額が主な要因。9款消防費は3億9,010

万1,000円を計上。前年度比3億4,144万7,000円の減は防災行政無線デジタル化事業の完了による減額が主な要因。10款教育費は11億1,529万3,000円を計上。前年度比3,047万9,000円の減。小学校費で屋内運動場整備工事費等が増額したが、中学校関係の工事完了による減額が主な要因です。12款公債費は13億9,146万3,000円を計上。前年度比8,778万7,000円の増。

以上の説明がありました。

主な質疑は、秘書広報課関係では秘書業務を管理公社に委託しているが、公用車の運転手の他にはどのようなものがあるのかとの問いに、町長及び副町長は来客が多いことからお茶出しの業務が主になるが、秘書広報課の文書の受付をはじめ雑務的な仕事もしているとの答弁でした。次に、印刷製本費で広報ながよの印刷部数を200部減と言われたが、自治会加入率が下がったための対応かとの問いに、各世帯配布も減ってはいるが以前から配布余りが多かった。200部程度なら問題はないと考え減らすことにしたとの答弁でした。

総務課では職員厚生費が28年度と比較すると半減している。職員厚生費のどの部分を減らすのか。職員の過重な負担を減らす意味で定員増も図ったが、一方でリフレッシュ効果のある制度の予算を削減することは矛盾がある。職員はこれで良いと言っているのかとの問いに、カットする部分は旅行に行く映画を見るなど、えらべるクラブというJTBに委託しているものをカットし、今回の減額を乗り切っていきたいと考えているとの答弁でした。次に、一般職員の時間外勤務手当が予算書197ページの表では前年比で1,384万円増となっている。特別に増加する要因があるのかとの問いに、当初予算比較では増加しているが、今回上程している5号補正後の手当と比較すると927万8,000円減少している。時間外手当は人事異動が大きく影響するため、積算が可能な段階で補正予算で対応する予定である。以上の答弁でした。

契約管財課ではダイヤルインのPRが足りないのではないかと。他市町では封筒に直通番号を印刷しているところもある。検討すべきだとの問いに、秘書広報課と連携しながら担当課ダイヤルインの番号を表示するようにしていきたいとの答弁でした。また、庁舎の正面玄関の天井部分は非常に醜い状況になっている。玄関は庁舎の顔であり、町長の顔、町民の顔である。早急に整備すべきではないかとの問いに、優先順位等もあり、今すぐやるとは言えないが検討したいとの答弁でした。

次に、地域安全課では免許証の自主返納100人程度で良いのかとの問いに、28年4月から始めた制度であるが、現在81人が申請をされている。100名分の予算で足りると考えているとの答弁でした。次に、第7分団の消防格納庫については土地問題など解決すべき問題もある。今後どのような展開になるのかとの問いに、土地問題が順調にいったとして設計は8月中旬ごろを見込んでいる。JRの土地でもあり測量、分筆なども絡んでくる。本体工事が9月から翌年1月末ぐらいを予定しているとの答弁でした。

次に、政策企画課は政策企画課の業務は地方創生、男女共同参画、公共施設総合管理

計画、国際交流、地域交通網の計画、連携中枢都市圏問題等、非常に多岐に渡る業務に取り組み、しかも職員数も8人程度の職員で業務を抱えている。問題はないのかとの問いに、指摘のとおり業務は幅広い分野、領域の仕事をしている。課の業務は基本的には内閣府の仕事と同じ各課横断的業務の調整役である。したがって、ある程度道筋がつけば本来あるべき所に返すことを考えている。懸念のようにマンパワー不足により、結果的に中途半端にならないよう留意して進めていきたいとの答弁でした。次に、結婚相談事業の業務委託は社会福祉協議会に委託しているが、あわせて県もこの事業を推進している。事業のすみ分けはできているのかとの問いに、県の方は電算システムICT活用で登録、要件に合った相手方の抽出など構築されている。県下市町が連携して取り組めるものになっているとの答弁でした。

次に、税務課、収納推進課ではファイナンシャルプランナー業務委託はどこと委託契約するのか。また、具体的業務の内容は何かとの問いに、長崎県地方税整理回収機構と契約しているKFPユニティ株式会社の方を想定している。ファイナンシャルプランナーとしての業務は50万円以上の滞納者226名、債権額にして2億8,000万円程度を対象と想定をしている。家庭の事情等を考慮した家計収支の見直しなど、これらの相談業務により、滞納額の減少につなげるとの答弁でした。次に、予算32万4,000円は専門資格を持ち、かつ業務の内容から見ると金額的には非常に低いと思うが、どの程度の業務となるのかとの問いに、年間6回の相談業務を計画し、1日の相談時間は9時から20時を予定しているとの答弁でした。

次に、財政課は地方消費税交付金は今回、国の方は人口の部分を手厚くしたとの説明だったが、本町にとっては有利に働くことになるのかの問いに、人口が少ない地域に手厚くされていたが、人口配分による交付がなされると本町にとっては有効であると考えられる。次に、ふるさと長与応援寄附金は返礼金の額などが問題化している。本町の計画では全国的な流れに基づいて、歳出については財政課として調整はしたのかの問いに、ふるさと納税については7つのコースがある。このうち町が推進する事業に使える町長お任せコースについては財政課も調整を行ったとの答弁でした。

次に、住民環境課では粗大ごみの戸別収集の条例改正も提案されているが、事業の概要及び手続等はどう考えているのかの問いに、この事業については予算等が承認されれば7月からの実施を目指して準備をしている。広報ながよ、ホームページその他による啓発、周知を図っていく。7月より住民環境課で電話による受付を開始する。受付の際は住所、氏名その他、収集希望日等の確認を行うとの答弁でした。次に、資源売り払い収入は相場の上下もあり予測が難しいと思われるが、29年度の見通しはどうかとの問いに、27年度の新聞紙は前期はキロ10円だったが、後期はキロ15円になるなど社会情勢により単価が変わる。予算は28年度の平均単価で計上しているとの答弁でした。

次に福祉課、避難行動要支援者管理システムは平時の見守りにも活用できるとのことだが、具体的活用方法はどうかとの問いに、現在、障害者手帳の1級から

3級、要介護度3以上の方は要支援者ということで名簿を作成している。同意を得た方については自治会、民生委員等に情報提供し、災害時だけでなく平時の見守りにも活用できるとの答弁でした。次に、長寿者敬老祝金は見直す必要性を訴えているが、このままで良いと考えるのかとの問いに、高齢者に敬意を表す制度で定着をしている。平均寿命も伸びていること等も踏まえ29年度中に一定の方向性を出したいとの答弁でした。

次に、こども政策課であります。洗切小学校内の児童クラブの改修をするとは増設をするのか、別の場所に移すのかとの問いに、現在、洗切小学校の1教室を使っているが、現在40名超で推移していることから2教室を学童分の専用室として利用するため改修をする。次に、放課後児童クラブの光熱水費負担金は、住民に負担を求める場合は条例か規則を定めなければ徴収できないと思うがどうかの問いに、放課後児童クラブへの運営補助金には水道光熱費を含めて補助をしている。一旦支払っているので返還してもらうようにしている。他市町も同様な形を取っているとの答弁でした。

健康保険課はフッ化物洗口は定着してきた。歯と学力の関係は非常に高いという論文もあるとの話も聞いた。この際、中学生まで対象を広げる考えはないかとの問いに、現段階では、まずは小学生までをしっかりとやっていこうと考えている。教育委員会も時間的な点を含め、ハードルが高いと言っているとの答弁でした。次に、町内には保育園、幼稚園が11施設、小学校5施設の16施設があるが、先程15施設実施中とのことだが整合性がとれない。理由は何か。これに対して、1保育園は補助金なしで実施しているためカウントしていないとの答弁でした。

次に、産業振興課、青年就農給付金は今回は1人の就農者に給付されるとのことだが、Uターン、Iターンが増えれば給付の額も増えるのかの問いに、この給付金は国が全額を出す定額補助であり、1人250万円が限度であるとの答弁でした。次に、農産物加工処理施設が移転し営業しているが、カラフルのイメージデザインは素晴らしいがここで何をやっているのか分からない。一般の人から寄ってみたいとは思わないとの声も聞く。活性化について協議はしているのかとの問いに、何の建物かとの問い合わせもある。看板の設置等をカラフルに要請しているがまだ実現していないとの答弁でした。

都市計画課では高田南土地地区画整理事業は繰出金が昨年の2倍強となった。西高田線街路事業は落ち着きつつあるが、高田南は今までと違って一定の方向性があると理解して良いか。これに対して高田南は工期が長い。早く終わらせて地権者に宅地を返すべきとの意見が多い。28年度は民間活力を利用したPFI方法が可能か調査を行っている。ある程度導入の見通しが立てば5年程度で事業完了できると考えているとの答弁でした。次に本会議の質疑の中で、西高田線で水を含むと岩盤がふくれる事態が発生し工事が遅れたとの答弁があった。将来にわたってふくれる事態の防止対策はあるのかとの問いに、法面に岩盤があり通常の吹付けでは防止できないため、急傾斜地で行う法枠工法とその下にアンカーを打ち込んで表面の剥離が出ない工法、水を含まない工法を考えているとの答弁でした。

土木管理課所管では県事業地元負担金は国道207号の道路改良の負担金との説明を受けたが、具体的にどの地区なのかとの問いに、岡郷塩床地区の塩床バス停の約240メートル先付近の用地買収及び道路改良工事に係る負担金であるとの答弁でした。次に、道路維持費の工事請負費2億4,530万円の内訳についてはカラー舗装やガードパイプ等の工事も入っているのかとの問いに、通学路の安全確保事業2,130万円にはカラー舗装及びガードパイプ取り付け工事も一部施工する予定であるとの答弁でした。

次に、教育総務課は今までは英語指導助手としていたが、事務局費の報酬の中では外国語指導助手としている。これは条例改正議案でも同様の表現だが、なぜこの表現を使ったのか。一方で、13節の委託料の説明欄は英語指導助手と表記されている。この英語指導助手との違いは何かとの答弁で、今回お願いをしているJETプログラムでは出てくる表記は全て外国語指導助手となっている。文科省も英語と限定しない外国語という形で施策を打ち出している。これらを踏まえて、これに合わせた表記にした。統一するかは今後検討したいとの答弁でした。洗切小学校体育館屋根修理の予算が計上されたが、工事請負契約に当たっては、工事の後に出不具合等に対する補償について、瑕疵担保特約をすべきではないかとの問いに、工事を施工する業者との間で締結する契約書は瑕疵担保条項が明記されているとの答弁でした。

次に、生涯学習課所管ではスポーツ振興審議会委員報酬のところ、町制施行50周年記念事業に関して協議は増えると言われたが、何か目的があつてのことかの問いに、町制施行50周年記念事業として10マイルロードレース大会開催を企画中であり、スポーツ振興審議会委員からも意見を聴取する方向で3回をプラスした予算を計上したとの答弁でした。次に、施設使用料の減免規定を規則で定めることで使用料に関する条例を可決した。全員協議会でも規則の改定ができれば配布するとしていたが、規定の整備ができたのか。これに対して、今月27日に定例教育委員会が開催されるので、そこで承認をもらう必要があるため作成中である。全員協議会で配布した減免の内容に変更はないとの答弁でした。

次に、会計課では先ほどダイヤルインが出て参りましたが、ここでも同様の質疑がありました。ダイヤルインの番号を封筒に印刷することで、費用をかけて導入したダイヤルインの有効活用が図れる。各所管と協議して進めてもらいたいとの問いに、封筒に印刷すると費用は上がるが、町民への周知としてはよい方法であり検討したいとの答弁でした。

次に、農業委員会では農地利用最適化推進委員の役割は何か。その問いに、8月から10月の間で農地の調査を行う。農業委員と推進委員が連携して現地調査等を実施する。そして、毎月の農業委員会総会にも出席し、意見を述べてもらうとの答弁でした。

議会事務局ではパート賃金で通勤手当も計上しているが、計上していない所管もあった。計上した理由は何かとの問いに、定例会ごとにパートを採用しているが、29年度は誰がパートになるか不明のため予算を計上した。不要であれば減額補正で対応すると

の答弁でした。以上が、各所管に対する主な質疑であります。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、平成29年度長与町駐車場事業特別会計予算については平成29年3月13日に全委員出席のもと、荒木総務部長、井川契約管財課長他職員の出席を求めて審査を行いました。

提案理由、主な内容は平成29年度の駐車場事業特別会計の予算総額は歳入歳出それぞれ703万6,000円とするもので、前年度比10万4,000円1.5%の増額となっている。

歳入の主なものは、1款使用料及び手数料は長与嬉里駐車場が月額8,640円の月平均27台。吉無田駐車場は月額5,400円の月平均32台。一般駐車場は月平均18万円を見込んでおり、使用料収入は703万3,000円を計上している。

歳出の主なものは、1款総務費は総務管理費で駐車場管理委託料463万7,000円。タイムレジスタ及び防犯カメラ賃借料43万7,000円等、総額673万5,000円を計上。以上のような説明がありました。

主な質疑は、滞納者対策として口座振替推進を行うとのことだったが、実績はどうかとの問いに、現在の口座振替率は58.3%となっているとの答弁でした。また、工事請負費36万7,000円が計上されているが、具体的に何を計画しているのかとの問いに、具体的にはない。突発的なものに対応するための予算を組んだとの答弁でした。

主な質疑は以上のとおりです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（内村博法議員）

ここで、11時10分まで、場内の時計で休憩いたします。

（休憩 10時54分～11時10分）

#### ○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第13号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第17号についての質疑はありませんか。

竹中議員。

#### ○議員（竹中悟議員）

去る6月の16日に私は指摘をしておりましたが、社会福祉協議会の審査につきましの過程について。内容についてはこの本会議で質問できないことになっておりますので、この内容についてですね。審査の過程についてご説明いただきたいと思います。

#### ○議長（内村博法議員）

喜々津委員長。

○議員（喜々津英世議員）

社会福祉協議会に対する審査ということで、社会福祉協議会に対する町からの負担は、今回はいわゆる人事院勧告、こういったものに伴うもの、職員の給与と同様にその部分の負担増があっただけということで、特段の他の業務に対する補助とか委託とかそういったものはなかったもので、特段問題になるところはありませんでした。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○議員（竹中悟議員）

これは、私ももうこの3年ぐらい続けて、この委員長に対する質疑をしているわけですが、なかなかこの外郭団体約5,000万以上のお金が拠出をしておりますので、当然参考人とかそういう方たちをお呼びして内容を詳しく精査するということは必要だと思うんですね。それから、それにつきまして今後どのような形で審査をされるのか、ご意見だけを聞いて質疑といたします。

○議長（内村博法議員）

喜々津委員長。

○議員（喜々津英世議員）

間もなく所管替えになりますので、ぜひ、議員は総務文教常任委員会に来て、しっかりそこら辺のチェックをしていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第17号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第18号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第13号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、日程第11、議案第13号、平成28年度長与町一般会計補正予算第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第17号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

**○議員（堤理志議員）**

議案第17号、平成29年度長与町一般会計予算に対し、反対の立場から討論を行います。

今回の予算では粗大ごみを運べない方への戸別収集、児童クラブの改修、小学校や社会教育施設の改修、多重債務者の自立支援の取り組み等、議会や住民の声に応えた評価すべき施策が盛り込まれています。一方で削ってはならない経費が含まれています。その一つは職員厚生費であります。総務省の福利厚生施策の在り方に関する研究会によりますと、公務員の福利厚生について、公務を取り巻く環境が大きく変化する中、職員の心の病や働きがいといった面での対応も重要になってきており、健康管理やワークライフバランス等の問題を個人レベルの福祉という観点ではなく、公務組織としてのパフォーマンス向上の面から捉え、積極的に取り組んでいくことも必要になっている。このようにされています。今、地方自治体においては権限移譲や、職務の多様化複雑化に伴い職員の負担も増大しています。このままでは長時間労働が常態化し、職員の心身の健康に更に悪影響を及ぼすとして、先の議会では職員定数を増員する議案が出され、可決されたところであります。今回の予算では全体的にマイナスシーリングがかけられましたけれども、中でも第一線で働く職員の厚生費、リフレッシュするための予算は半減させるという措置が取られています。これを容認することはできません。また、29年度は榎の鼻に大型商業施設が開業する運びとなっておりますけれども、町はこの施設と既存の商業者の共存共栄を図ると言ってきました。では、予算でどのような共存共栄を図るのかという点を質しましたところ、従来と全く同じ施策にセミナーの開催と視察の経費を盛り込んだだけであります。これでは、商店街は共存共栄し活性化するどころか、大型商業施設に客足を吸い上げられ衰退することが懸念されます。更に、本予算からは公共施設の有料化を実施する内容となっております。例年指摘しております大型開発を促進する一方で、既存の町内事業者、町民、職員にそれらのツケを回す予算と言わざるを得ません。

以上の理由から、この予算の在り方に同意できないため本予算に反対をいたします。

**○議長（内村博法議員）**

次に、賛成討論はありませんか。

金子議員。

**○議員（金子恵議員）**

私は議案第17号、長与町一般会計予算に対し賛成の立場で討論いたします。

29年度予算は一部経常的経費についてはマイナスシーリングの設定、補助金の見直しなど予算編成において各所で財源確保に努めています。そして、長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略、長与町第9次総合計画を推進していく中での子育て支援、高齢者、障害者福祉、健康づくり、安心安全のための施策等、様々な分野において十分な予算が計上されていると考えます。その中で今回、避難行動要支援管理事業は要支援者名簿、支援情報をシステム化することにより、共助に頼っていた弱者への対応をスムーズにするだけでなく、対象となる住民が安心して生活できるものと期待しています。また、妊娠から子育て期までの母親を支援する子育て世代包括支援制度事業は従来の母子保健型に加え基本型を実施することにより、これまで以上の支援拡充がなされるということです。安心して子育てできる環境整備に取り組むことで人口の減少を食い止める一手にもなるものと思います。次に健康福祉についてですが、本町の高齢化率も年々伸びています。これにより扶助費の伸び率も高くなりつつある状況です。本年は健康づくりに重点を置き、健康教室、相談等ソフト面での支援に力点を置いたものになっています。また、粗大ごみ戸別有料回収事業は拠点に持って行けない人や運ぶことが困難なものを回収してもらえると、住民の利便性向上に配慮したものとなっています。そして、高齢者運転免許証自主返納奨励事業は高齢者の交通事故減少を食い止めるものとなるよう、周知にも尽力いただきたいと思います。次に、全国的に課題となっている公共施設の老朽化対策は長与町公共施設管理計画の中で使用施設に関し劣化状況を調べ、将来の施設維持のための検討材料とし、今後策定する個別施設計画に繋げていくということです。これによりどれだけの経費が掛かりコストが縮減されるのか、総合的な管理の推進に努めていただきたいと思いますというふうに思います。また、5月末にオープン予定の大型商業施設は本町の商業中心部として多くの来客が予想される場所です。喫緊の課題である中央商店街、個人商店への人の流れを考えた施策はこれといった対策が見出せない状況です。今後も長与町全体の商業活性化を盛り込んだ政策に期待したいと思います。

以上、今回の予算審議でも様々な意見も出ましたが、住民サービスの向上、安心安全な暮らしにつながる成果の出る事業へとより精査していただくことを強く要望いたします。賛成討論とさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第17号、平成29年度長与町一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第18号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第18号、平成29年度長与町駐車場事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第14号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)。日程第15、議案第15号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。日程第16、議案第16号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)。日程第17、議案第19号、平成29年度長与町国民健康保険特別会計予算。日程第18、議案第20号、平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計予算。日程第19、議案第21号、平成29年度長与町介護保険特別会計予算。日程第20、議案第22号、平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算。日程第21、議案第23号、平成29年度長与町水道事業会計予算。日程第22、議案第24号、平成29年度長与町下水道事業会計予算を一括議題といたします。

ただいま、一括議題といたします議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

#### ○議員(河野龍二議員)

それでは、産業厚生常任委員会に付託された議案の審査結果について報告いたします。

まず議案第14号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)については平成29年3月14日委員全員出席のもと、説明員として志田健康保険課長、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由の主な内容は、歳入歳出それぞれ1億7,910万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,944万2,000円とする。

歳入では高額医療費共同事業拠出金の確定、平成30年度からの都道府県移行に伴う

システム改修補助金、退職者医療に伴う交付額の確定、歳入欠陥補填収入の減額計上。

歳出では、退職被保険者等療養給付費の見込みによる減額。保険財政基盤安定化事業拠出金の額の確定により減額計上したというふうに説明を受けました。

主な質疑は、高額医療共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の事業件数はの質疑に対し、高額医療共同事業交付金は463件、保険財政共同安定化事業交付金は17万5,165件となっている。30年度の移行の準備は進んでいるのかの質疑に対し、28年度から協議され保険料がいくらになるかまだ決まっていない。議会に提案できる時期はいつかの質疑に対し、来年3月議会かもしくは少し遅れるのではないかと考えている。以上、主な質疑がなされ、全会一致で可決すべきと決しました。

続きまして議案第15号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については平成29年3月14日委員全員出席のもと、説明員として志田健康保険課長、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由、主な内容は歳入歳出それぞれ638万8,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ4億5,052万4,000円にする。

歳入では保険料の減額。一般会計繰入金の保険基盤安定化繰入金の確定により増額。

歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定により増額計上したと説明を受けました。

主な質疑では、保険料の普通徴収分の減額の理由はの問いに対し、当初予算でおおよそ40%が普通徴収と見込んでいたが、見込みほど多くなかった。保険基盤安定化繰入金の目的はの問いに対し、保険料軽減対策の補填。

以上のような質疑がなされ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして議案第16号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）については平成29年3月13日委員全員出席のもと、説明員として緒方建設産業部長、松邨建設産業部理事、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由の主な内容は、現在施工している補強土壁工事において、近隣住民との地元調整に不測の日数を要しているとともに、調整に伴う工事の設計変更を検討しているため工事の施工に遅れが生じ、12月の補正に伴う工事費もあわせて第1表繰越明許費4億6,836万7,000円を繰り越すものであると説明を聞きました。

主な質疑では、近隣住民との調整とは具体的に何かの問いに対し、補強土壁工事が近隣住民の住宅に圧迫感を感じるとの要望が出た。どのような対策を考えているかの質疑に対し、擁壁をセットバックして駐車スペースなど取れないか検討している。繰越事案が工事3件との説明だが、それぞれの金額はの問いに対し、補強土壁契約額4億9,950万円で、繰越額が3億1,240万円。55街区整地工事9,900万円で繰越額が5,550万円。高田越中央線1億2,060万円で繰越額が6,700万。高田越中央線は工事が進んでいないように見えるが、繰越額はどんな工事かの問いに対し、土工工事と仮設道路の工事を進めている。

以上主な質疑がなされ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号、平成29年度長与町国民健康保険特別会計予算について平成29年3月14日委員全員出席のもと、説明員として志田健康保険課長、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由の主な内容は、平成29年度は5,210世帯、昨年度より155世帯の減、被保険者は8,763人、前年度より592人減と見込んだ予算編成を行った。

歳入では、国民健康保険税が昨年12月の改定で前年比7.5%の増9億1,914万9,000円となっている。国庫負担金は4.3%の減となっているが28年度の実績を考慮した。一般会計繰入金が増は税率改定により、保険税の増額、軽減額の増額に伴い負担額が増えたのが要因。

歳出では、保険給付費の療養諸費は前年度など実績により算出し減額。特定健康審査等事業費の増は受診率目標60%に定め、事務補助など人件費が要因。総額を歳入歳出それぞれ48億5,043万5,000円とする。なお、平成29年度においても、財政状況から繰上充用の可能性がないとは言えないという提案理由の説明を受けました。

主な質疑では、30年度の移行に向けてのシステム改修補助は何%あるのかの質疑に対し、国県合わせて100%補助となっている。国保対象世帯及び人員の減の要因はの問いに対し、10月から年金制度の変更により、医療保険も社会保険に加入するところが増えているのではないかと考えられる。歳入欠陥補填が新年度は計上されていないが、会計上まだ厳しい状況が続くのかの問いに対し、これまでは基金があったが基金も保有できない状況。28年度は医療費など2億円の削減ができたが、29年度もできるか保証はない。不安定な状況が続くと考えられる。徴収嘱託員が5名から4名になっているが支障はないかの質疑に対し、特に問題はない。レセプト点検委託料は交渉できないのかの問質疑に対し、28年度と同額の1件68銭で、県下統一で交渉の余地はない。県下に一つの事業所しかないのかの問いに対し、国民健康保険連合会となっているので統一されている。システム改修など委託先を見直す考えはないのかの質疑に対し、町の機器がNECとなっており連携が必要なので現状見直す考えはない。高額医療1件当たり最高額はの質疑に対し、1件当たり最高額は359万7,108円となっている。機能訓練事業の一部を中止したとのことだが理由はなぜかの問いに対し、県の補助対象事業となって中止した。機能訓練事業を行ってる自治体の減少し、他の事業で賄えるという考えもあったと思う。

以上のような質疑がなされ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号、平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計予算については平成29年3月14日委員全員出席のもと、志田健康保険課長、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由、主な内容は歳入歳出それぞれ4億6,484万8,000円で前年比5.1%の増。

歳入では保険料を3億7,442万3,000円、給付費の10%分。保険料の算出は均等割が4万6,800円、所得割が8.8%となっている。保険基盤安定化繰入金は7割、5割、2割の軽減世帯の保険料軽減に伴う公費負担分となっている。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を4億5,770万6,000円を計上。内訳は事務負担分、保険基盤安定負担分、保険料となっている。

以上のような説明を受け、主な質疑はシステム改修委託料の改修内容は決まっているのかの問いに対し、具体的には決まってない。毎年およそ100万ほどの改修が行われる。コンビニ収納手数料の見込み件数はの質疑に対し、1,500件を予定している。保険料の軽減対策の動向はの質疑に対し、特例で行われていた所得割の軽減策が平成29年度から2割軽減がなくなり、30年度には全て無くなる方向。軽減策の変更の周知の方法はの問いに対し、広域連合で4月からホームページで、5月か6月には広報誌で掲載する予定。

以上のような質疑がなされ、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第21号、平成29年度長与町介護保険特別会計予算については平成29年3月13日委員全員出席のもと、説明員として辻田介護保険課長、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由の主な内容は、保険事業勘定では歳入歳出それぞれ31億4,984万4,000円で前年度比1億9,812万5,000円、6.7%の増。介護サービス事業勘定で歳入歳出それぞれ2,373万8,000円の計上。平成29年度は長与町第6期介護保険事業計画に基づき、第1号保険被保険者数1万382人、高齢化率24.6%、認定者数2,026人と推計し事業を算出した。新しい総合事業を昨年10月から前倒しで実施しているという説明を受けました。

主な質疑では、介護保険認定審査会の開催回数を減らして支障はないのかの問いに対し、これまで審査会では25件の審査を行っていたが、30件の審査を行い審査会の1回分を減らした。申請する側の不利益はないのかの質疑に対し、今回減らすことで決定通知が遅れることはない。老人福祉計画介護保険事業計画策定委託料の委託先は決まっているのかの問いに対し、まだ決まっていないが、これまでも計画策定をしてきたぎょうせいに随意契約を考えている。在宅介護見舞金はどのような内容かの質疑に対し、これまで介護認定4、5の方で在宅で介護している世帯へ支給していたが、地域支援事業制度の見直しにより中重度の方で介護サービスを受けない世帯に支給対象が変更した。1度もサービスを受けない状況では大変厳しい。町の裁量で支給はできないのかの問いに対し、地域支援事業には国の補助金があるので実施要綱に定められた範囲で対応している。介護保険法の改定で利用料の2割負担になってる対象人数はの問いに対し、2月末の段階で232人が2割負担となっている。

以上、主な質疑がなされ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号、平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業

特別会計予算については平成29年3月13日委員全員出席のもと、説明員として緒方建設産業部長、松邨建設産業部理事、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由の主な内容は、歳入では土木費国庫補助金2億5,450万円。一般会計繰入金7億2,773万2,000円は高田南土地区画整理事業を行う事業費に対する補助裏に充当する単独費及び地域開発事業債返済分等を一般会計から繰り入れしている。

歳出の委託料9億4,200万円は工事費として6億1,300万円、補償費として2億3,500万円、測量試験費として8,000万円となっており、28年度に引き続き、補強土壁工事、55街区整地工事、高田越中央線工事を行う予定との説明を受けました。

主な質疑では、29年度の予算で進捗率はどれくらいかの質疑に対し、現在計算はしていない。計画してる工事がどれくらい進む予定かの質疑に対し、計画している工事は着手していきたいが、進捗次第では繰越などが考えられる。補償の6件は人家に対するものかの質疑に対し、55街区は人家に対する補償、高田中学校付近は事業所の工作物に対する補償。28年度より6億4,000万の増額だが、なぜかの質疑に対し、昨年度は骨格予算のため最低限の予算組みだった。29年度予算から職員の人件費の計上がなくなったのがなぜかの質疑に対し、28年度まで補助金の中に事務費が含まれていたが、29年度から事務費がほぼ取れなくなった。55街区の整地が完成した場合、移転の方が戻れるのかの質疑に対し、仮住居の方が戻れる状況ではない。

以上のような質疑がなされ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号、平成29年度長与町水道事業会計予算については平成29年3月15日委員全員出席のもと、説明員として木島水道局長、吉田水道局理事、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由の主な内容は、29年度末、給水戸数を1万5,770戸。年間総給水量は369万3,858立方メートル、1日平均給水量が1万120立方メートルと見込んでいる。主要な建設改良工事として1億9,000万円を行う予定としている。

収益的収入及び支出の収入では水道事業収益として7億9,685万9,000円を。

支出では水道事業費7億479万7,000円、営業外費用は1,444万5,000円を計上。資本的収入及び支出の収入では資本的収入では1億8,843万円。支出では6億3,355万1,000円を計上。なお、29年度予定工事の7か所の説明を受けて、審査に入りました。

主な質疑では、一般会計からの繰り入れはないのかの質疑に対し、消火栓の点検委託料を一般会計から繰り入れしている。収入のどこで計上されているのかの質疑に対し、営業収益の他会計負担で計上している。現状の水源で確保できるのかの質疑に対し、平成31年までは現状の水源で給水可能と推計している。漏水対策は万全かの質疑に対し、前年度と比較すると1.5倍の漏水が増えている。調査も行っているが追いついてない、配水管整備を今後20年かけて行う中で減らしていきたい。企業債の利息は去年は一般会計に繰入で行っていたが29年はないのかの質疑に対し、事業会計の財源で支払う予

定である。浄水場の一元化工事はどうなっているかの質疑に対し、各浄水場とも機器の更新があり計画的な工事の中で進めていきたい。システム変更などで効率が上がると思うが、どう考えているかの質疑に対し、第2浄水場の夜間体制など、人員削減等効果が出ればと考えている。維持管理の委託料の検討などをどう考えているかの問いに対し、遠隔操作監視システムの導入など委託料の問題も検討できないか考えている。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号、平成29年度長与町下水道事業会計予算については平成29年3月16日委員全員出席のもと、説明員として木島水道局長、濱下水道課長、他関係職員を招き審査を行いました。

提案理由の主な内容は、29年度は排水戸数を1万5,740戸、年間排水量を424万5,867立方メートル、1日平均排水量1万1,633立方メートルと見込んでいます。建設改良事業は4億811万のうち、国庫補助事業は2億6,639万1,000円と予定している。

収益的収入及び支出の収入では下水道事業収益10億4,470万3,000円を見込み、営業収益を6億7,203万1,000円と見込んでいる。

支出では下水道事業費用を10億2,590万5,000円とし、施設の維持管理費に9億2,132万6,000円を計上している。資本的収入及び支出の収入では資本的収入3億3,618万2,000円を計上。支出では資本的支出6億3,569万8,000円を計上している。なお29年度工事予定の内訳も同時に説明を受け審査を行いました。

主な質疑では、建設改良事業の補助対象事業2億6,639万1,000円に対し、計上されている国庫補助は1億4,269万8,000円となっている。差額はどうかの問いに対し、事業会計の中で負担をしていく。長与ニュータウン地区污水管布設工事の概要はの質疑に対し、三根地区に処理件数が増えている中で、一部を県道污水管に流入しているが、能力的に厳しい状況なので分水し県道側の負荷を減らしていきたいと思っている。企業債の利率が5%以内となっているが利率を下げることができないのかの質疑に対し、変動金利なので何%にすれば良いのか問題があるが、現実には即した策定を検討していきたい。浄化センター敷地は今後の利用検討はされているのかの質疑に対し、3次の高度処理計画には必要な用地。現在の施設改修の時にも移設場所になるのではないかと考えている。高田南地区污水管布設工事は現状の用地が確定した後に工事を行うべきではないかの質疑に対し、現在工事の予定として計画している。高田南区画整理事業が進む中で判断していきたい。

以上のような質疑がなされ、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

#### ○議長（内村博法議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第14号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第15号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第16号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第19号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第20号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第21号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第22号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第23号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第24号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

場内の時計で13時まで休憩いたします。

(休憩 11時47分～13時00分)

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第14号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第14、議案第14号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第15号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第15号、議案第15号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第16号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第16、議案第16号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第19号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

#### ○14番（河野龍二議員）

ただいま議題となっております平成29年度長与町国民健康保険特別会計予算について、委員長報告では全会一致と報告いたしましたが、委員長の方は採決権がありませんので、この場で私は反対討論をさせていただきます。

国民健康保険制度は、会社で働く正規労働者ではない農林業や商業、自営業者、また、短期間の派遣やアルバイトが働く皆さんが入る保険制度であります。また、求職者や退職者などのかかっている保険制度です。厚生労働省の報告では、この長引く不況の中で、現在の国保加入者のうち、4人のうち3人は非正規労働者か年金生活者、無職の方々だと報告しております。経済的に厳しい状況にある方々が入る唯一の健康保険です。しかし、その厳しい状況の中で、28年度に続き本町では29年度も国民健康保険税の引き上げが行われました。審査でも明らかになりましたが、多くの方々がこの中で軽減策を受けています。それでも保険税が払えずに滞納を繰り返しているのが現状です。これが

まともな状態とは言えないと思います。私は早急に何らかの対策を取るべきだというふうに考えます。自治体の役割は1つは、町民の皆さんの福祉の増進であります。町民の皆さんが保険税を払えずに医療にかかれないう事態は絶対に避けなければなりません。それと安心して暮らしていけることを保障しなければならないと思います。29年度予算も場合によっては、繰上充用もあると説明を受けました。30年度には広域化にされ加入者は広域化の保険税とそしてまた、繰上充用分の自治体の負担を合わせて求められるのでしょうか。私はこんな状況を町民の立場になれば絶対に許されないことだというふうに思います。一般会計からの繰り入れなど早急に検討することを要望いたします。反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私は議案第19号、平成29年度長与町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険は平成30年度の広域化になります。少子高齢化が進む中で、国民健康保険の負担に不均衡が生じないようにし、かつ事務処理をより効率化しようという目的で進められており、この国民健康保険の広域化によって高齢化社会に対応した新しい形が生まれることが期待されております。国保運営の最大の課題である医療費抑制につなげることができるのかは不明なところもありますが、医療費抑制策としては、過剰診療防止のためのレセプト分析や早期発見、早期治療による病気の重症化予防、そして病気やけがをしないうための予防医療などと考えます。長与町では特定健診の目標を28年度は約受診率が45%であります。29年度は60%と見込み、受診勧奨をホームページ、広報による啓発、周知、また特定健診の受診券送付時に文章を入れ保健師が確定申告時の受診勧奨や家庭訪問の時の個別勧奨を行っていくというところは評価できます。しかしながら特定健診の受診率が目標に到達していない状況なので、昨年も申し上げましたが、ぜひ委託医療機関を増やすように医師会との十分な連携、また検討していただき健診を受けやすい環境を作ることを要望いたします。平成29年度予算は、平成28年12月議会におきまして可決した税率で予算編成がされております。予定収納率を一般被保険者分95.4%、退職者被保険者分97.9%と見込んだ額で計上されています。保険給付費が被保険者数の減少や1人当たりの医療費が下がっていることにより、医療費の2億円の減少を見込んであります。それにより国や県の補助金や負担金が大きく減少していくことが予想され、繰上充用という可能性がゼロでないという説明をいただきました。見通しが不明確なところは危惧するところであります。

今後は、国民健康保険の健全化を維持していくために医療費のさらなる抑制、健康づくりを増進するとともに施政方針に掲げてあります健康のまち長与を実現されることを

期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第17、議案第19号、平成29年度長与町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第20号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ただいま議案となっております平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計予算についても、委員長報告では全会一致と報告させていただきましたが、委員長である私は採決権がございませんので、この場で反対の討論をさせていただきます。

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の保険料は、定額分の均等割と所得に応じて決まる所得割で算定されています。29年度は見直されるのが、年金収入が比較的所得が低い方の所得割が見直され、軽減率が29年度から引き下げられ30年度以降は廃止になると言われてます。特例措置だったとはいえ負担が増えるのは間違いありません。さらに74歳までの扶養家族だった専業主婦らの保険料についても、均等割の軽減率を現行の9割から29年度は7割に、30年度に5割に縮小すると言われております。制度開始から高齢者いじめとの不満の声があり、それを鎮静化させようとしてこうした特例の軽減を余儀なくされたものだと考えます。制度開始から10年が過ぎ、高齢者を取り巻く状況は年金給付の削減などさらに経済状況は厳しくなっていると思います。にもかかわらず、軽減策の縮小、廃止へと進む現状は、高齢者いじめと指摘されたとおりではないでしょうか。以上の理由から本予算に反対の立場といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

議案第20号、平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

本制度の運用は県広域連合が行っており、本町の主な業務は保険料の徴収であります。この業務についても収納率はほぼ100%であり、今後も堅実な経営が期待できます。そもそも本制度は75歳以上の方が加入する独立した医療保険であります。従来の老人保健制度に変わり、平成20年4月より導入されました。対象となる方々は、個人単位で保険料を支払います。本制度がなぜできたかと申しますと、国家財政が逼迫する中で、医療費の大幅な増加がございます。少し古い資料ですが、平成25年度実績で国民医療費は前年度2.2%増の40兆円になりました。7年連続で最高を記録しています。このうち後期高齢者層の医療費は14.1兆円で医療費全体の35.2%を占めております。後期高齢者の1人当たりの医療費は、金額では90.3万円で現役世代の5倍程度かかっているとされます。このような中、高齢化も急ピッチで進む見通しの変わらない以上、安定的で持続可能な医療保険制度を作らない限り、現在のシステムの部分的な手直しだけでは早晚限界が来るとの声で医療保険制度がスタートいたしましたのが本制度であります。しかしながら、現在運営していく中で、さまざまな諸問題が起きております。厚生労働大臣に全国後期高齢者医療連合協議会会長名でも改善要望書を繰り返し送付しておりますので、改善を期待して賛成討論といたします。以上。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第20号、平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第21号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ただいま議案となっております平成29年度長与町介護保険特別会計予算についても、委員長報告で全会一致と報告いたしました。委員会で採決権がございませんので、こ

の場で反対討論をさせていただきます。

介護保険制度は始まって以来、この間、制度の改定が次々に行われてきましたが、私は依然として安心して介護が受けられる状況にないと思います。それどころか利用もますます厳しくなり、要介護の支援まで在宅や地域ボランティアに頼るという状況になってきました。この間、この介護にまつわる悲しい事件がずっと起きております。2016年の12月5日の読売新聞の朝刊では、介護殺人や心中が179件、2013年1月から2016年の8月の間に60歳以上の要介護者の家族による殺人や心中あるいは傷害致死などの事件が179件で、死者は189人だったと報道されております。利用者の負担も1割負担から2割負担の対象になる方もあります。在宅介護見舞金は、1度も介護保険を利用しない、その中重度の方だけに対象と大きく予算が削られてました。これでは1番心配されていた保険あって介護なしという事態にますます近づいていくのではないのでしょうか。また、要支援者に対しても、しっかりとしたケアすることが必要なのに、介護保険制度から外したことでさらに介護が必要な状態になることが心配されます。現在、介護保険を支えている保険料の設定も国民の負担が増えてばかりであり、負担を抑えていくための自治体の特別な対策を取る必要が私はあると思います。

以上の理由から本議案に反対の立場の討論といたします。

**○議長（内村博法議員）**

次に、賛成討論ありませんか。

饗庭議員。

**○5番（饗庭敦子議員）**

私は議案第21号、平成29年度長与町介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論させていただきます。

介護保険は、取り巻く状況の変化や団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、持続可能な制度とすることを目的として地域包括ケアシステムの構築が推進されております。長与町では介護保険制度の円滑な実施、介護予防と日常生活支援、生きがいづくりの推進、医療介護連携、認知症施策、生活支援に取り組み、長与町版地域包括ケアシステムを実現されると施政方針に掲げてあり、説明を受けました。住民の皆さんにとっては、新しいシステムに期待するところもありますが、サービスが今後どのようなのか。本当に利用できるのか。とても不安だというご意見もいただき、ご心配も大きいと思いますので、住民の方々への詳細な説明を分かりやすく丁寧にされることを要望いたします。また新規事業としまして、高齢者の社会参加や生活支援の充実を推進するため地域包括ケアコーディネーター、生活支援コーディネーターの配置を行うことは大変評価できます。そして、介護相談窓口には一月当たり500件ぐらいの相談があるとのことでしたので、この窓口をより充実させ、ワンストップ対応で困られておられる方、介護が必要な方、認知症かもしれないと言われるような方々の早期発見、早期対応が必要と考えます。介護サービスが切れ目なく提供され、認知症の方、支援を必要と

される方の意思が尊重され、できる限りこの住みなれた長与で自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの実現を期待します。長与町でも町民の4人に1人は65歳以上の高齢者となるというふうになっております。今後もますます増加傾向と言われる中で、この中、重度となる要介護が必要な方がいつまでもこの長与に住める。そして、自分らしい暮らしを人生の最後までこの長与で住めるということを期待し、このシステムに本気で取り組まれることを要望し、私の賛成討論とします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第19、議案第21号、平成29年度長与町介護保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にこれから議案第22号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

議案第22号、平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算についても、委員長報告では全会一致と報告いたしましたが、委員会での委員長の採決権がございませんので、この場で反対の討論をさせていただきます。

この間、議会の中で、この問題にこの議案に限らず本町の財政は厳しい状況にあるという発言をどなたもされてきました。それでは町が財源が厳しい時に何をしてきたか。何をやろうとしているのか。その疑問の1つがこの区画整理事業です。この事業は膨大な時間と費用がかけられています。完成年度も次々に先延ばしにされ、それについての反省もないままであります。ただ事業の早期完成をと言葉を繰り返すのみです。厳しい財政状況の中で、町民の血税を注ぎ込み多くの借金をしてその負担を後世に託すのでしょうか。既に今の時点でも多くの借金を後世に負担してもらって自体に陥っています。さらにこの事業が進められればその傷口を大きくするばかりです。残された用地の宅地造成で起死回生をとという計画があるようですが、これが進まないのもなぜでしょうか。私はこの事業の破綻が原因ではないかというふうに思います。町の財政をさらに窮地に追

い込むような事業推進には到底賛成できない。そういう立場から反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

議案第22号、平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

本事業もいよいよ終盤にかかっており、長崎市側住吉泉町方面から道の尾方面に入ってくると山肌が、転居をされて解体された家屋等の石垣がむき出しに見えており、いよいよ事業の完成が待たれます。転居していた方々も昨年よりは3世帯の方が事業区域内に新たに戻っておられ、まちづくりも終盤にかかっています。現地工事も近隣住民に対して当初より住みやすくなるように、道の尾団地の構造物もセットバックしたり、道路の傾斜角も穏やかにするなど、住民目線の心遣いが感じられます。早期の完成を願い、賛成討論といたします。以上。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第22号、平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第23号、平成29年度長与町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第24号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第22、議案第24号、平成29年度長与町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

#### ○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第23、議案第27号、長与町副町長の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第27号、長与町副町長の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本年3月31日をもちまして、長与町副町長の任期が満了をいたします。このたび再度、鈴木典秀氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

鈴木氏の人柄につきましては、議員の皆様もご存じのことと思っておりますが、責任感が強く、公平な判断力と洞察力、実行力に富み、その豊富な識見と卓越した指導力は、多くの方々の厚い信頼を得ているところであります。鈴木氏は、総務部門、財政部門、事業部門などを経験され、行財政の運営及び組織機構に精通し、その豊かな人間性と行政に対する情熱は、これまでの1期4年の実績を見れば、これからの時代に欠かせない人材であるとともにその手腕を十分に生かされるものと確信をしている次第でございます。なお、鈴木氏の住所及び生年月日につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（内村博法議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第27号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第27号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第23、議案第27号、長与町副町長の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

#### ○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第24、発議第1号、九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西岡克之議員。

#### ○9番（西岡克之議員）

発議第1号、九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書。上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。平成29年3月24日、提出者長与町議会議員西岡克之。賛成者長与町議会議員饗庭敦子。賛成者長与町議会議員喜々津英世。賛成者長与町議会議員山口憲一郎。

提案理由の説明、提案理由を申し上げます。現在、整備促進が進められている九州新

幹線西九州ルート武雄温泉・長崎間については、平成34年開業に向けて工事が進められております。この西九州ルートは、フリーゲージトレインの導入を前提に工事が認可されておりますが、フリーゲージトレインの開発については、耐久走行試験において台車の摩耗等の不具合が発生し、平成27年12月には国より平成34年度中に量産車を導入することは困難であるとの見解が示されました。その後の関係6者の協議を受け営業主体である鉄道事業者からも次回の評価委員会の評価結果によっては、全線フル規格化の検討が必要との姿勢が示されるなど、最終的な西九州ルートのあり方を早急に求める声が上がっており、本意見書により国に強く要望するものであります。

最後に意見書を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書。九州新幹線西九州ルートは、西九州地域の産業振興や交流人口の拡大等につながる重要な交通基盤であるとともに、長崎県の発展においても極めて重要な役割を担うものであるため、その開業が期待されております。この西九州ルートはフリーゲージトレイン、FGTの導入を前提に武雄温泉・長崎間の工事実施計画が認可され、平成34年度の開業に向け工事が進められております。しかしながらFGTの開発については、平成26年10月に開始された耐久走行試験において、台車の摩耗等の不具合が発生し、平成27年12月には国から平成34年度中に量産車を導入することは困難であるとの見解が示されました。これを受けて平成28年3月に関係6者による九州新幹線西九州ルートの開業のあり方に係る合意がなされ、平成34年度に武雄温泉駅での新幹線と在来特急との対面乗換方式、リレー方式により暫定開業することとなっております。このFGTについては、その後改良された台車にて室内走行試験が実施されたものの、この試験の途上において再び不具合を生じ、平成28年11月に開催された軌間可変技術評価委員会において、現時点においてはそのまま耐久走行試験に移行する条件は満たされていないと評価されたことを受け、国からは今後検証走行試験の実施とコスト削減策の検討を行い、改めて今年初夏に耐久走行試験の再開について評価を受けることが表明されております。こうした経緯からFGTの実現について、新幹線開業を待望する町民の間には戸惑いや懸念が広がり、また、営業主体である鉄道事業者からも次回の軌間可変技術評価委員会の評価結果によっては、全線フル規格化の検討が必要との姿勢が示されるなど、最終的な西九州ルートのあり方を早急に求める声が上がってきております。よって、国におかれては次のとおり対応されるよう強く要望いたします。1、新幹線本来の時間短縮効果が発揮できるよう山陽新幹線への直接乗り入れを確実にすること。2、対面乗換方式が固定化することがないよう全線フル規格化を視野に入れた検討を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成29年3月4日、長崎県長与町議会。以上です。

○議長（内村博法議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

提案されたので、質疑をさせていただきます。なかなか中身については、これまで議論したことがありませんので、そうした中身を聞いても提案された議員も十分理解されてるのかはよく分かりませんから、この部分については質疑を避けたいというふうに思いますが、やはり1つは、この意見書が県下の新幹線推進協議会から提出をという形で依頼を受けた経緯があります。私は1つ疑問になるのは、やはりこうした問題が十分議論がされないまま、町として議会として意見書を上げるのはどうかというのが1つ疑問です。そういう意味では、その辺について、あくまでもこの意見書のお願いに応じてこの意見書を提出という形ではなくて、提案された議員は新幹線の促進が必要だという立場から意見書を提出されるのか。その辺をまずお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

確かに新幹線は、本県にとっては必要でございます。観光の振興、人の交流の増加、そういうものを考えてみた場合に、新幹線を導入し近畿圏または関東圏からの人的交流を促進するべきだというふうに感じております。そういう意味でも、観光立県長崎県の、またその隣接する長与町も恩恵を受けるものと信じて新幹線の導入、フル規格の導入にすべきだというふうに思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そういう考えから提案されたということです。それで文書の中にある1つは、新幹線開業を待望する町民の間にはというふうに町民の皆さんが待望してるかのような文章があります。これについても私自身、町民の皆さんから新幹線を待望しているというふうに聞いたことがございませんので、議員としてはどのように把握されてらっしゃるのか。もう1つ、この問題はなかなか隣県、佐賀県との問題もあるように聞いております。佐賀県の実態がもし議員として理解してれば、お教え願いたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

町民からの待望論ということでございますが、アンケートを取ったわけではございませんが、既にさまざまな団体から新幹線の長崎延伸という話を聞いております。そういう意味で、町民から待望という形でお話を意見書の中に入れさせていただきました。それから佐賀県の実態ですが、佐賀県も現在もう新鳥栖までは来ておりまして、あと武雄

温泉駅までの区間をリレー方式で長崎とつなごうというふうにしておりますが、このフル規格にすることによって、佐賀県側の負担が特段に大幅に増えるということではございません。また、佐賀県側もこの新幹線を導入することによって、武雄また嬉野の観光振興につながるということを聞いたことがございます。そういう意味で、佐賀県もフル規格化が望まれているのではないのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第1号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

発議第1号、九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書を採択することに反対の立場から討論を行います。

西九州ルートは未完成な技術であるフリーゲージトレイン方式を前提に工事を進捗させてきました。先ほど説明がありましたとおり平成26年の耐久走行試験において不具合が発生し、強度的、構造的にいまだ難しく、計画どおりの34年度導入はほぼ不可能という状況であります。リレー方式を経てフル規格での運行を目指す、そういう内容でありますけれども、この見切り発車のずさんさの要因は、新幹線の実現というよりも大型公共事業先にありきであったことの裏返しであります。国に要望をするという内容でありますけれども、国や鉄道会社が全額負担するわけではなく、私ども長崎県民の負担も巨額であります。これまで県が負担してきた費用を調べてみますと、28年度までで383億円、交付税措置を考慮した実質の負担額でも211億円です。そして、今後の県費負担見込み額は740億円、交付税措置を考慮した実質の負担額でも400億円という巨額の予算が必要となります。29年度の県の事業費が212億円だったという話を聞き及んでおりますけれども、県下の市と町に子供医療費を中学生まで拡大し、それを15年間維持できるそういう規模になっております。私は県に対し助成を求めたいのは、こうした子供医療費の対象年齢の拡大であったり、また、老朽化した社会教育施設、

学校教育施設、生活道路、上下水道の整備、地元農業や商工業の振興策ではないでしょうか。こうした分野にこそ県は助成すべきであります。長崎県は全国的にも人口流出でトップの方の県であります。大型公共事業は、こうした中で一時的な経済のカンフル剤としての効果は確かにあるかもしれませんが。しかし地元経済の高循環、地元の自立を進めるための予算をも奪ってしまいます。地場産業の育成、福祉と教育の予算、こうした点を充実させることこそ住民の思いと考え、本意見書採択することに反対をいたします。以上です。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第24、発議第1号、九州新幹線西九州ルート of 整備促進に関する意見書を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20号、請願1号、公共施設使用料の4月施行の延期を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題としております請願について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

請願第1号、公共施設使用料の4月施行の延期を求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

この請願につきましては、2月24日に5名のそれぞれ体育協会の会長あるいは顧問の方から提出されたものであります。それでは報告をいたします。

審査日は29年3月22日、全委員出席の下、紹介議員として河野龍二議員、堤理志議員、参考人としてゲートボール協会森勝美会長代理森山泰夫氏、ターゲットバードゴルフ協会会長内田政信氏、ラグビー協会顧問永友勝洋氏、グラウンドゴルフ協会会長川口美人氏、サッカー協会会長山内光二氏、この5名の方を参考人として招致をし、審査を行いました。まず、請願の趣旨であります、改定された公共施設使用料が4月1日から施行される。町民の十分な理解が進んでいない中での4月施行を延期し、議会、行政が十分な協議を行うことを求めるという内容であります。

まず審査の方法につきまして、3月13日の総務文教常任委員会におきまして、会議規則第93条の規定により、請願の趣旨説明等のため紹介議員の出席を求めること。それから会議規則第123条第1項の規定により、請願者5人を参考人として招致することについて協議を行い、それぞれ決定をいたしました。会議にあたり、まず紹介議員から請願趣旨等の説明をしていただきました。そして次に、参考人に1人約3分程度の意見陳述を求めました。質疑にあたり委員長として請願書の中身ではなく、基本的な事項について整理をするため、次の事項の確認を行いました。まず1点目が、参考人席に請願書の写しを置いているが、請願団体名称等について間違いないかと確認をいたしました。全参考人とも間違いないという答弁でありました。2点目は、間違いないとのことだが、それぞれの協会名の前には長与町という主語が欠落をしていること。また、グラウンドゴルフ協会、これはグラウンドの後に何と言うんですか、丸ボツと言いますけれども、それが正式に入るわけです。ターゲットバードゴルフ協会も入りますけれども、それが欠落をしておりました。そして何よりもラグビー協会は長与町に存在をしない団体であります。正式には、長与町ラグビーフットボール協会が正式名称であります。そういったことについて確認をいたしましたけれども、それぞれの協会の会長、顧問の方は、自分の協会の名称を間違えるということは到底考えられないという思いがありましたけれども、これに対して紹介議員にそういう確認はしたのですかという確認をいたしましたところ、確認はしていないという答弁でありました。しかし、請願の様式そのものには、若干の不備がありましたけれども、請願の願意は町民の皆様方のご意見として尊重しなければいけないということで、私たちは審査を行うことを事前に決めておりましたので、その手順に従って審査を行いました。

主な質疑は、公平性の担保、財政健全化の観点から受益者負担は町全体を考える時に必要と思うかどうかということの質疑をいたしました。参考人の中からお三方が答弁をしてくださりました。まずお一人は、公平性とか受益者負担とかは今回の件はあたらない。図書館も不公平と思っている人も多い。今回の使用料については不公平とか公平性とか言わない。私はそれには賛同できないというご意見でありました。また、もう一方は、公民館とかグラウンドとかは公共サービスの施設だからお金を取る必要はない。金が足りないなら他から取れば良いではないか。施設を利用しない人は一緒にスポーツをすればいいではないかというご意見でありました。またもう一方は、公平性とか財政面とかは行政がやることだ。議会は行政と一体となって町民の声を聞くべきで財政面とか公平性とかなぜ私たちに質問されるか理解できない。そういう答弁をいただきました。

次に、請願書には2,000名を超える賛同者がいると書かれている。説明の中では5,000名の署名が集まったとありましたが、この署名は撤回を求める署名と理解をしている。今回の請願の願意は延期を求めることになっており、整合性が取れないがどう思うかという質疑を行いました。これに対しては、紹介議員から、有料化が決まった後、撤回してほしいという声が集まって署名が始まっている。やはり撤回だけでは、議

員に受け入れられないだろう。とりあえず協議機関を作り再検討してもらいたいとのことで、この請願になったという答弁でありました。また、紹介議員は12月議会の一般質問で有料化の撤廃を求められていたが、今回の4月施行の延期を求める請願の紹介議員になっている。整合性についてどう考えるかという質問に対し、紹介議員は、私は有料化は撤廃すべきと思っているが、決まった後、撤回してほしいという声が集まって署名が始まっている。やはり撤回だけでは、議員に受け入れられない。とりあえず協議機関を作り再検討をしてもらいたいとのことで請願になったという答弁でありました。

次に、先ほどから白紙撤回、調査特別委員会を設置して協議してもらいたいとの話があるが、請願書には触れられていない。記述がないのはなぜかということに対して、紹介議員は、4月施行を延期することで町民の声も聴くことができる。それらを聞いて判断してもらいたいとのいうのが請願の趣旨であると思うという答弁をなさいました。

次に、今回の請願書を見ると4月施行の延期を求められている。これは、条例自体は認める、しかし施行は延期してほしいとの請願と理解してよいかという問いに対して、ある参考人は、私たちは条例の撤回が目的である。撤回するためには4月施行を延期してもらいたいと考えているとの答弁でありました。

次に、参考人から意見を聞く中で、参考人間に温度差、ニュアンスの違いを感じる。そこで5名の中でこの請願書を中心になって作成した方に伺いたい。誰なのか教えてほしいという質問に対して、紹介議員から、この請願者の方々にお問い合わせの方は、本日参加する予定であったが大会があり参加していないとの答弁でありました。

最後に、長与町公共施設は無料で運営してきたと認識されていると思うが、テニス広場、プールや温泉施設などは町民からも使用料を徴収していること、減免規定が整備されたことを知らないまま、署名活動がなされていると思うがどうかという問いに、ある参考人から有料化している施設があることは十分承知している。運動公園一帯は企業誘致がかなわず町が買い取った。運動公園、テニスコート、プール、アパートなどを整備した。そういう整備をして金をかけているので、その分を町民からもらっている。それと運動広場の利用を一緒に考えるのは大間違いだ。議員はもう少し勉強してもらいたい。こういう答弁がありました。

主な質疑は以上のおりであります。慎重に審査をした結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

#### ○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから請願1号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

私は、公共施設使用料の4月施行の延期を求める請願書に、反対の立場で討論をいたします。

今回の施設の使用料の見直しにつきましては、基本的な考え方として、受益者と町民全体の公平な負担を目指しております。また財政面から自主財源の確保が厳しくなる中で、公共施設の老朽化への対処や日常的な管理費用などを考慮した財源確保の視点による見直しであります。しかしながら、これまで使用されてきた方々に負担がかかるわけですから、不満を持たれるのも理解できるところでもあります。さらに、やや唐突な見直し提案にも問題があったかと感じているところでもあります。料金の見直しにつきましては、施設を使用する人、使用しない人、それぞれの考えがありますが、公平性の担保の観点からの受益者の負担も町全体を見る時に必要な考え方であると思います。あわせて公共施設の料金見直しは、町の財政健全化へ向けての1つの施策として実施していく必要性に賛同するところでもあります。だれでも値上げは嫌なものですから反対される皆さんの気持ちは理解できるところではありますが、いろいろな方々のご意見を聞くと、利用するならば費用負担は普通のことではないかとの声もあります。さらに施設の管理運営や補修などを考えるとやむを得ないとの声も多く寄せられているところでもあります。このような双方の意見がある中で課題はあったと思いますが、行政から提案された減免措置は多くの方々の意見を反映しているものと考えます。減免措置の改善が出され、今後もいろいろな意見は聞いていくとの町の回答もあっていますので、私は今回の町の提案を受け入れ、公共施設利用料金の4月施行の延期の請願には反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

公共施設使用料の4月施行の延期を求める請願書に賛成の立場で討論いたします。

本請願の趣旨が、町民の十分な理解が進んでいない中で4月施行を延期し、議会、行政が十分な協議を行うことを求める請願であります。平成28年12月定例会において、公共施設の有料化への議案は賛成多数で可決されました。私も施行まで3か月しかないので、十分に住民への説明責任を行い周知を図り、理解を求めることを願いますという旨をお願いし、苦渋の賛成討論をさせていただきました。しかしその後、住民の方々から長年無料で町民に貸し出ししていた施設を突然に町民への説明や理解がないままに、値上げに至ったことについて多くの方々からお叱りを受けました。町民の皆様のお怒りはごもっともだと思います。そのような住民の声を受け、その後、理事者側は減免措置団体拡充などを行っております。町民からの苦情や要望があつてからこのような施策を行うこと自体、本末転倒な行政対応ではなかったのか。議案上程前に町民へのア

ンケート、公聴会や説明会など開催し、半年から1年かけて十分な期間をもって町民の理解を受け、議案上程すべきではなかったのか。また、議会議員としての私もすぐに議決をすることなく継続審査を行い、町民のお声を拝聴すべきだったという反省に至ったところでもあります。そして先日、委員会で参考人招致を行った際、スポーツ協会5団体の請願人様から12月に議決後、わずか3か月でホームページや広報掲載、いくつかの団体への説明など、皆様の理解なしで値上げは納得いかないことや、またサッカー協会の方からは、子供たちに教えているサッカークラブチームは、専門のスタッフなどを招いて、今からJリーガーや選手を輩出しようという矢先に値上げされたら続行が困難などの説明をお受けしました。請願人が言われるように、再度町民ファースト原点に戻り、町民への十分な説明責任を果たすべく延期をすることが必要ではないかと思ひまして、この請願に賛成の討論といたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

岩永議員。

#### ○10番（岩永政則議員）

請願1、公共施設使用料の4月1日施行の延期を求める請願に、反対の立場で討論をいたします。

地方公共団体であります市町村は、公民館と公の施設である行政財産を運営していくため、税金のみならず施設の利用者から使用料を徴収することができることになっています。その法律根拠は、地方自治法225条に基づき行政財産の使用、または公の施設の使用につき使用料を徴収できるとの規定によるものであります。さらに同法第228条では、使用料に関することについては条例で定めることとなっています。本町も数多くの条例がございます。去る平成28年12月定例議会におきまして、町内各施設の条例の一部改正が提案をされました。改正の主な理由は、受益者負担の適正化でありました。これは町民の方々の意思に基づき施設を利用する人と利用しない人がおられますが、施設の管理運営を行うためには財源が必要となります。今日まで町民がほとんど無料としてきましたが、その管理のための財源は町民全員の税金で賄われてきたのであります。例えば公民館等1館を管理運営するためには、約1,200万から1,500万程度が必要となっています。建物に限らずふれあい広場なり総合公園などにつきましても、維持管理には多額の経費が必要であります。したがって、今回のこれらの施設を利用する人から管理運営等に要する必要経費のごく一部を負担をいただこうというものでございます。これが受益者負担の適正化であります。実はこの条例の改正案を見た時にこれは私的ではありますが頭にすぐ浮かんだことは、かつて役場職員として、また社会教育主事の専門職として社会教育に携わって来た時のことであります。学校教育の教育活動は学校という施設であります。一方、社会教育の活動の場は公民館等であります。今日まで公共施設の使用料はほとんど無料で利用いただき、特に公民館は、町民の茶の間とし

て自由に利用いただくことを推し進め、その中から相互教育としての社会教育の振興に汗をかいてきたことを今日懐かしく思い浮かべておりました。時も進み、あらゆる面が変化の時代となってきています。議案の審議の中で、町民への説明を早期に行うよう促してきたところではありますが、若干遅れた感がされました。また、自主的な取り扱いの内容の遅れも感じていたところでもあります。各条例には、使用料の減免規定があり町長は減免できることになっています。この規定を受けての減免内容及び減免対象団体等の具体的な内容の議会への説明も去る2月27日にありました。しかしながら、町は相前後して施設を利用する団体等への説明を行い、一定の理解をいただいた旨の報告を受け、私は安堵をしているところでありました。このことから遅れはしたものの住民の理解が得られたとのことで、大変いいことだと感じているところでございます。今回の条例の改正は、改正内容及び施行期日の平成29年4月1日を含めたものでありました。私も議員は、条例改正の必要性和総合的に自己判断し、議決に加わることとなるのであります。慎重にも慎重を重ねた結果、本会議におきまして、賛成13反対2という大多数の賛成をもって議決されたものであり、今日でもその議決の重みをひしひしと感じているところであります。そこで、今回提案された公共施設使用料の4月1日の施行の延期を求める請願につきましては、紹介議員並びに関係者の皆さん方から請願の内容をお聞かせいただきました。今日に至っては、施行日を平成29年4月1日とする議案に対し、議会は賛成多数をもって可決すべきと決定をされているのであります。要は、町長と議会は、この一部改正の条例について考え方が一致しているというところでございます。今後、今回提出されました請願の願意は十分理解をいたしましたので、このことも念頭に置きながら1議員として町長とも十分意見交換を図ってまいりたいとそうように考えております。今回の請願につきましては、以上によりまして施行日を4月1日の延期を求める請願につきましては、賛成できませんので反対討論といたします。以上。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

請願1号、公共施設使用料の4月施行の延期を求める請願書について、賛成の立場で討論を行います。

公共施設のあり方について、国、地方ともに長年議論を重ねてきました。その結果、とりわけ福祉や教育関連の施設や運営について、市場原理主義の導入や費用対効果で見ることとはそぐわないというのが、基本共通の認識となり現在に至っております。例えば、国は29年度地方自治体のコスト削減に応じて交付税を配分する、いわゆるトップランナー方式の導入を開始いたします。財政当局はご承知のことと思いますが、この中で、公民館などの社会教育施設については、コスト削減の算定対象から外さざるを得ませんでした。その理由として総務省は、地方団体等の意見を踏まえと前置きしたうえで、公

民館は地域づくりの拠点として重要な役割を有しており、行政や地域との密接な関係を安定的、継続的に維持していく必要があると明記しました。これは昨年11月25日の「経済・財政一体改革の推進に向けた地方行財政改革の取組について」の中に書かれてあるものであります。長与町は、テニスコートやプールあるいは文化ホール、こうした利用目的が明確な施設を除いて、町民利用無償のスタンスを維持してまいりました。スポーツ、文化活動を貸借対照表等式、資本等式をあてはめない。係る経費を損益、コストのみで計らない。文化、スポーツ活動は教育活動であり住民相互交流の場である。こういうスタンスでありました。これは長与町先輩方、先ほど同僚議員もおっしゃっておいりましたけれども、そうした先人が地域の絆の大切さの実際の体験、そして、文化、スポーツの意義、普遍性を理解してきたからにはほかなりません。教育委員会の皆さんご承知の寺中構想をまさに、この長与町は地で行っていたというふうに考えます。長与町政を歴史的に俯瞰しますと文化やスポーツの教育性、教育の論理が財政の論理に押し切られるか否かの瀬戸際に立っているというふうに思います。町は有料化の理由といたしまして、利用者が利益を得ているからといたします。町民が個人の利益、利得のために公共施設を利用している。こうみなしていることに驚きました。文化、スポーツは社会教育活動であり、趣味、道楽の延長線上ではありません。ここが一致していないと議論は平行線であります。今回の議論の賛否の議論の本質は、まさにここにあると思います。町の収入は、地方の固有財源である交付税やそして基金の取り崩しなども含め120億円であります。そのうち今回の有料化による住民負担増の収入が970万円と見込んでいます。これを率に換算いたします。0.0008%であります。この0.0008%がないと、今後町の財政に穴があくという町の言い分はさすがに無理があります。昨年12月議会、公共施設有料化の議案、住民負担の内容について、町はそんなに料金設定が大きなものではない。負担としてはそんなに大きなものではない。委員会の中で答弁されております。一方、私も委員会では、議案に賛成した同僚議員も多くの施設を一遍に上げた場合に、3か月という周知期間で足りないと言われ、議決から施行までの期間が短いことを懸念する意見が出されました。私も本会議での反対討論の中で、必ずや利用者には不満と混乱を生じさせることになるかと警告をいたしました。それでも町は、こうした議会からの意見や警告を参酌した対応は取りませんでした。町民目線から見ると、年明けに突如1枚の紙切れが自治会の回覧で回ってきた。まるで封建時代のお触れ書きのような対応に町民が怒り、不信感をあらわにしたのは当然のことではなかったでしょうか。こうした町民の怒りの声に押されて町は利用料の減免規定を作りました。減免がなされるとはいえ171団体が減免から漏れる内容であります。これは、先日の同僚議員の一般質問の答弁の数字でありますけれども、新たな年齢による選別によって、シニア世代と子育て世代が共同で活動している団体はどう対応するか悩み、新たな不公平感が懸念がされます。しかし減免規定は議会の議決事項ではないため、こうした懸念や妥当性を議会が議論することもできません。私が言うに及ばず、住民になりかわって行政をチェ

ックすることが議会の役割であります。平成25年長与町議会は議会基本条例を制定いたしました。この条例の柱、町民とともに歩む議会といたしました。町民から4月の施行実施を延ばし、議論をもっと深めてほしいという請願要望が出された今、この条例にのっとりそれに答えることが必要であります。住民はそのことを願っていると思います。よって、私はこの請願の採択に賛成をいたします。またなお、総務文教委員会の3月22日の質疑において、平成4年今から四半世紀前の議会で、ふれあい広場一帯の条例改正が行われた際に、請願人の川口美人元議長様、そして紹介議員の河野龍二議員が、あたかも有料化に加担したかのような印象を受けたかもしれません。しかし、事実関係はふれあい広場一帯に散在する個々の施設条例を一本化するという内容でありました。他の委員と請願人、紹介議員との間での質疑ではありますが、私は紹介議員の1人でもあることから請願人、当時議会でさまざま携わった諸先輩方の名誉のためにも、この事実関係を討論の中ではっきりと申し上げさせていただきます。以上です。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

私は公共施設使用料の4月施行の延期を求める請願について、反対の立場で討論いたします。

本請願の趣旨については、改正された公共施設使用料が4月1日から施行されることについて、町民の十分な理解が進んでないとの理由で施行時期を延期し、議会、行政が十分な協議を行うことを求めるとの内容であると理解をしております。しかしながら、本請願書の提出日、議会の受付日を見ますといずれも平成29年2月24日となっております。私ども議会に対し使用料の減免案が示されたのが、その後の2月27日で内容については、高齢者及び小中学生の低年齢層に大きな負担がかからないように配慮された提案でございました。行政側によりますとその内容をもって、2月28日と3月2日に関係団体に説明をさせていただいたとのことで、その感触については、4から5団体についてはなお反対であったが、他の多くの団体についてはおおむね納得いただいていると理解している旨の一般質問における答弁がなされております。本請願書については、2月末以降に減免案の提示がなされたにも関わらず、その提案を考慮した内容の変更もなく、2月24日に提出がなされたままで情勢の変化に対応することなく、行政側の提案には耳も貸していただけなかったのかなと感じつつ、せめて町が示した減免案についての請願者様の見解くらいは述べていただきたかったと感じております。先の12月議会において使用料改定の条例改正案が可決されて以降、行政側は住民に理解いただくようその趣旨を説明し、減免案を整備するとの発言をしておりました。そのことが誠実に実行されたことが、2月末からの各種団体への減免案の提示につながったものと理解をしております。また本議会における一般質問の中で、本請願の紹介議員になっておられ

る河野議員より議決した議会の責任もあるとの、あたかも議会が間違っただけをしたかのような発言がっておりますが、本件に関する議案については、私が所属する産業厚生常任委員会にも議案審議の付託がなされ、河野委員長の指導により運営がなされたところであります。通常の議案審議と何ら変わることなく、提案理由を求め質疑はありませんかとの委員長発言に始まり、委員長も加わった多くの質疑のやりとりの後、最後に採決します。本案は原案通り可決するものと決することにご異議ありませんかとの委員長発言に異議なしとの委員の声を聞いて、よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しましたとの委員長発言で、粛々と委員会での可決が決定したものでございます。委員全員真剣に議論した結論だと考えております。決して間違っただけの手続きで、間違っただけの議決を行ったものとも考えておりません。議決した議会の責任もあるとの発言については、本請願の紹介議員である河野議員が委員会の委員長という立場を考えると、無責任な発言であり自らの委員長としての委員会運営をも否定するものだと感じております。また、議会の議決事項を軽視するものであって、採決に関わった議員の行動も否定するものだと、到底容認できるものではないと考えております。私自身、議案の賛否行動には、非難を受けることの覚悟も持って、責任ある対応をしているつもりでございます。4月1日からの施行についても、議決事項の一部であって軽々に変更できるものではないと考えております。予定どおり施行し、改正案で運用しながら請願者の皆様が危惧されている不満の声がさらに大きくなるのが予想されるというような事態にあり、有料化が大きな問題として提起されるようであれば、改めて議会、行政で十分な協議はできると考えておりますので、あえて年度当初の4月1日に設定した施行日を延期してまでの協議を行うことには反対といたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

金子議員。

#### ○7番（金子恵議員）

私は、本請願に対し反対の立場で討論いたします。

今回の請願は、まず使用料改定4月施行の延期を求めるものであり、現状を調査するための時間、理解を得られるため協議する時間の必要性を求めたものとなっております。では、納得できれば改定に理解を示されるのかという点に関しては、撤廃を求めている現状にそぐわないのではないかと思います。真意は撤廃であるということのようでした。今回5,000人とも言われる住民の署名が集まったと聞きました。確かに事前の説明も住民からすると十分とは言えず、責任を果たしていないのではないかと思います。しかし、生産年齢人口の減少が言われ財政が厳しい状況になりつつある中、公共サービスに対する受益と負担、公平に対する考え方、10年後、20年後を見据え、各人が意識して考えていくことが必要な時代になってきました。こ

の公共施設利用に関しては、利用するしないは個々人の問題であり、それぞれの都合や嗜好により選択し利用をしており、その利用度には大きな差異があると考えられます。中にはさまざまな理由で利用したくてもできない人もおられることと思います。公共施設は利用者の負担だけで運営が賄えるものではありません。広く公平にかけられている税金で賄われています。利用しない人もいることを考えれば、利用者にくらかの負担をお願いすることは、公共施設とはいえ公平な運用であると思います。また、施設老朽化への対応も必要です。本町も公共施設管理計画を策定し、将来に備えるための検討に入っています。現在も維持費は十分と言える状況ではありません。優先順位の高いものから行っていますが、今後、使用を中止しなければいけない施設も出てくるのではないかと危惧しています。そのような中で、できるだけ快適に利用できるよう、また計画的な老朽化対策を進めるためにも、利用者に負担をしていただかなければいけないことは当然であると考えます。また、29年度社会保障施策に要する経費の中で、一般財源の部分は児童に対する経費が2億5,613万4,000円、高齢者に対する経費は8億1,016万4,000円であり、子供のための経費は高齢者の3分の1以下となっています。しかし、子育てしやすい長与町実現を考えると未来を担う子供たちのための経費も必要になってきます。このように全てを総合的に考えてもさまざまな政策において財源確保が必要になるということも考慮していかなければなりません。第4次長与町行政改革大綱実施計画の中では、使用料見直しを25年度検討、実施目標としていましたが、実際には4年遅れの実施になりました。住民負担をお願いする案件だけになかなか手をつけにくいことであったと察します。しかし、経常収支比率にも現れているように、本町が自由に使える財源は優先順位を考えるとそう多くはありません。その点を考えると一定の負担をいただくことは貴重な財源となり、住民福祉サービスを財源として有効活用されるものとなるのです。今回、使用料改定にあたり多くの方からご意見をいただきました。なぜ改定に賛成をしたのかと問われましたが、私の説明に真摯に耳を傾けていただき、理解を示していただきました。しかし、署名活動を行っておられる方から議案に賛成した議員は次の選挙で落とす、先はないという脅迫ともとれるお話をいただきました。議員は公人であるということは肝に銘じて活動はしていますが、元は同じ人間です。にも関わらず、そこまで言われなければいけないのかと思ったところです。議員の責任として住民の声を恐れ、消極的で無難な議決しかしないということになれば、それはそれで地域にとっては大いなる損失となります。自信と責任を持って柔軟かつ積極的にその賛否に対する意思表示を行うことは当然のことであり、役割であると思います。しかし、賛成の表明をしたことに対しても批判されましたが、大きい声に流されず、真剣に考え賛成したことには自信を持って貫くだけの覚悟が議員には必要であると思います。私が議員として議決に関わる時、明日のことを考えるのではなく10年後20年後の長与町のことを考えここにいます。一度賛成を表明し、それを変えることはあり得ません。そこまでの責任があると思っています。ただのパフォーマンスで事を考えるので

はなく、赤ちゃんから高齢者までの全ての人に公平な行政運営であるべきという考え方、そして社会環境並びに町の財政状況の中では妥当であり、今後利用者が等しく応分の負担をしていくことは、より妥当性のある考え方であると思います。以上の観点から今回の請願の趣旨に賛同することはできません。最後に、施行に伴い実際に改定がなされた後、さまざまな不具合が発生した場合などは早急に対応していただきたい。今後も改定に係る丁寧な説明を行っていただきたい。これらを要望して反対といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私は、ただいま議案となっております請願1号について、賛成の立場で討論いたします。

私はこの間一般質問もさせていただき、請願でも紹介議員として請願趣旨の説明をさせていただきました。公共施設のあり方については、一般質問の中でも行いましたように、社会教育法に基づいて運営がされているところでございます。その社会教育法の本旨となるものが日本国憲法第26条で、このことも既に述べさせていただきました。全ての国民は、法律の定めるところによりその能力に応じて等しく教育を受ける権利がある。そういう中で、今、図書館やまた公共施設、またグラウンド等々が運営されているのだと思います。こうした公共施設がなぜ無料なのかというのは、先ほど言った憲法に基づくものです。やはりこうした施設は、子供から高齢者まで、そして仮に病気があったとしても障害者だったとしても、また外国人であったとしても、だれでもが平等に利用できる。受益者負担という考えは、公共施設により特に利益を受ける人から特に徴収するという考え方であり、こうした活動は利益を受けるのではなく、その成果が社会全体町民全体のものになっていくと。そういう考えからこの社会教育法、日本国憲法第26条は成り立っているというふうに思います。ここの思いに行政がなるかならないかが、この有料化の問題になってくるのではないかと思います。請願でも参考人が言われておりましたけども、利用するとどんどんと負担が増えてなかなか利用できなくなる。健康維持またお年寄りの引きこもりを作らないためにもいろんな活動をしてきたい。それがお金で制限される。そうあるべきではないというふうに思います。特定の人だけがという言葉も言われておりましたが、これも今のこの運営制度のあり方の弱さだというふうに思います。多くの人たちがどんどんと利用してもらおう。町はそこに手助けをする。それが必要な考えではないでしょうか。私はそういう立場から今回のこの問題は取り組んでまいりました。町が提案した公平性の担保、また施設使用の適正化、自主財源の確保、これらは一般質問中でもいろいろと問いましたけども、私は十分理解ができることがありませんでした。そういう意味からもこの請願の施行を伸ばしてほしい、この思いは妥当だと思います。先ほど私の委員会での委員長の進め方について疑義がありました。委員の皆さんにそういう思いをさせたのは大変申し訳ないというふうに思いますが、私

は何らこの議会のルールに基づいて運営を行いました。そこについては指摘される部分はないというふうに思います。本日も委員会で審査した結果、私は、個人ここに本会議に立った議員としては、その議案には反対するという旨をちゃんと申し上げて、そういうふうに対応してまいりました。この有料化の問題についても、そうした対応してきたつもりです。それは議会のルールにのっとってやっている対応であり、何ら指摘されることではありません。そして議会の責任がある。これは、私はどの議案に対しても議会の議決責任が出てくると思います。それは当然だと思います。それについて、議決をしたことについて、町のいろんな方向性だとかお金の使い方だとか、こうした町民の皆さんが有料になるとそういう問題が決まっていくわけです。やはり今回の問題は、こうした議決した後、町民の多くの皆さんからそれはおかしいのではないかというふうに問われた場合、議会は、私は議員として、この議決責任を問うべきだと思います。そうした観点から申し上げた次第であって、ぜひその辺はそれぞれの議員がもしそうした立場になった時の対応として考えていただきたいと思います。多少後半自分の言い訳になりましたが、私はこの請願の願意は妥当であり、町民の皆さんの思いは理解できますことから、この請願に賛成する立場の意見を述べたいと思います。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

竹中議員。

#### ○16番（竹中悟議員）

私は、請願1号につきまして反対の立場で討論を参加させていただきたいと思います。

当条例につきましては、町長をはじめ議員全員が使用料の値上げは本音としてはやりたくないというのはよく分かります。しかしながら、将来的に長与町の財政を考えると楽観視はできません。使用料値上げにつきましては、過去何回も検討されていましたが、だれがいつ上程をするのか。論議されていたところであります。当然、上程した町長が住民の一部から苦情、バッシングを受けるわけですから、住民の反発を意識し今まで放置をしていたところであります。今回の決断は勇氣ある決断と評価します。住民に対してリップサービスで議員報酬の一部の負担など、声高々に言われる方もおられましたが、我が町の財政力をご存じないのか発言を疑うところであります。我が町の財政力指数は0.66であります。財政指数は1が正常な財政力であり、0.34不足状態にあります。社会保障関係費の増大や地方交付税の抑制、加えて我が町ベッドタウンである本町の特性から将来的に税収の大幅減少は避けられません。また、現在進行中の大型事業、特に高田南土地区画整理事業におきましては、総事業費281億3,000万、昭和59年都市計画を決定がなされ、当初は昭和61年から平成20年までの施工期間予定でありましたが、1995年の阪神淡路大震災、2011年の東日本大震災、近年は熊本大震災など未曾有の災害が発生し国発動の激甚指定が行われ、地方公共団体に対する交付金、補助金の確保が大変厳しい状況になっています。当区画整理事業におきましても影響を

受け、思ったような補助金の取得が厳しい状況になってます。また、移転交渉も難航し、施工期間及び事業変更により平成32年の終了となっています。しかしながら現状を見ると、到底この期間内での完成は見込めません。既に234億の投資がなされていますが、面的進捗率は60%に至っておらず、まだ50億から下手をすれば100億近くの資金が必要と考えられます。すでに当事業にご協力いただいた地権者の方々も30年の月日が流れ、いまだふるさと長与に帰れない方、また、お亡くなりになった方もいらっしゃいます。今回、平成29年度の最優先課題として、町長は早期の完成を目指しているところであります。また、現在全町的な取り組みであります公共施設等総合管理計画が実施されていますが、中間資料におきましても、大変な維持管理費が計上されると想定をされています。各種施設の老朽化、維持管理費も増大し、まさに中央公民館におきましても耐震診断をすると大変厳しい状況にあります。一般会計予算120億のたった800万と言われた方もおられましたが、もっと全体を見ていただきたいと思います。昨年12月に上程された当条例の説明におきましては、1,900万程度の収入見込みでありましたが、町長は一部の熱烈な抗議を真摯に受けとめ、1,000万程度の減額が町長権限である規則によってなされています。苦渋の選択と拝察をしています。財政力が0.6を切るとインフラどころか、再建行政状態に陥る可能性があります。平成29年度町の施政方針にありますように財政健全化を達成し、住民の安心安全と財産を守ることこそ最大の目的であります。住民の皆様には、長与町の将来を生き抜く子、孫のためにも実態をご理解いただきたいと存じます。

最後に、2元代表制である地方自治体におきましては、町長上程に対する議決権は議会にあります。責任を持った議決権をお約束いたし、反対の討論といたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第25、請願1号、公共施設使用料の4月施行の延期を求める請願書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

起立少数。

したがって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第26、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いま

す。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

次に、日程第27、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題といたします。

議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第175条の規定によって、お手元に配りましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたします。以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により今期定例会において、議決されました案件につきまして、字句、数字、その他、軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

次に、先ほど副町長に選任されました鈴木副町長から発言の申し出があつておりますので、これを許可いたします。

鈴木副町長。

#### ○副町長（鈴木典秀君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、高いところではございますが、一言お礼のご挨拶を述べさせていただきたいと思ひます。本日は吉田町長のご推薦によりまして、不肖、私の副町長選任議案にご同意いただきましたことに対し心から感謝申し上げますとともに、身に余る光栄と思つていふところでございます。今回2期目となりますが、これまで吉田町長を補佐し副町長という職責を十分に果たしてこれたか、自分自身の中では疑問符のつくところではございますが、1期目の反省を踏まえさらなる努力をしてまいり所存でございますので、議員の皆様にはこれまで以上のご指導ご鞭撻をお願いする次第でございます。1期目就任時と比べまして、都市計画道路西高田線の新設区

間の供用開始、大型商業施設の進出、図書館用地の確保等、吉田町政の下、着実にまちづくりは進展しているものの、本町を取り巻く財政状況は、社会保障経費等の増大等、一層厳しい状況となってきております。しかしながら、重要課題であります高田南土地区画整理事業につきましては、事業開始後30数年を経過していることから早期完了に向けて吉田町長と一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。これからも吉田町長の掲げる政策の実現に向けて最大限の努力をすることが、町民皆様の幸せにつながるものであり、私の責務であると思っておりますので、大変微力ではございますが、新しい長与町のまちづくりに向けた取組に努力してまいり所存でございますので、議員各位のさらなるご協力を重ねてお願い申し上げまして、甚だ簡単措辞で意を尽くしませんが、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

閉会にあたり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは平成29年第1回長与町議会定例会の閉会にあたり、一言お礼の挨拶をさせていただきます。去る3月7日に開会をしていただきました本定例会も、本日をもって閉会となるわけでございますが、18日間に及び会期中11名の議員各位から一般質問をいただき、町政の発展のためにご指導ご指摘を賜りました。あわせて今回は、各会計の平成29年度当初予算をはじめ、提案いたしました各議案につきましても、議員各位におかれましては、長期間にわたり慎重にご審議を賜り、それぞれ決定をいただきました。厚く御礼を申し上げます。これら決定をいただきました案件につきましては、施政方針でも申し上げましたとおり、この予算を的確に執行しながら十分な効果が得られますように最大限の努力をいたす所存でございます。

ここで1つ専決処分についてをお願いを申し上げます。今、予定されております平成29年度地方税法等の一部改正に伴い、長与町税条例の一部を改正する条例につきまして、専決処分をさせていただきたく、内容等をご説明申し上げましてご理解を賜りたいと存じます。今回予定されております平成29年度地方税法等の一部改正については、国会におきまして成立と同時に公布、施行される予定でございます。つきましては、現時点におきまして、町条例等の一部を改正する条例は、議会にご提案できる状況ではございませんので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、次の議会におきましてご報告申し上げ承認を賜りたいと思っております。現時点での地方税法等の改正により町税条例が一部改正される予定の内容を若干申し上げます。個人住民税につきましては配偶者控除、配偶者特別控除の見直し、軽自動車税につきましてはグリーン化特例の適用期限の延長などが予定されております。また、国民健康保険税につきましては保険税の軽減措置の拡大が予定されております。今後は国会の動向を注視し、改正内容が明らかになり次第、専決処分をさせていただきたいと考えて

おりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

三寒四温と申しますが、ようやく春めいてきたように感じられるこの頃でございます。議員の皆様におかれましても、体調を崩されませんようにくれぐれも御自愛いただき、ますますのご活躍を賜りますようご祈念申し上げ、定例会のお礼を込めてご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

これにて会議を閉じます。

これで平成29年第1回長与町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（閉会 14時45分）

左記、会議の経過は、事務局長 谷本 圭介の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、地方自治法第123条の規定により、署名する。

長 与 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

会議録調整者

長与町議会事務局長